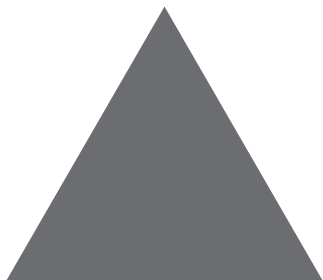


必ずお読みください

.....



105BESTIO

規定集



目 次

◆ 105BESTIO 会員規約	P4
◆ 個人情報の取扱いに関する同意条項	P97
◆ 105BESTIO 保証委託約款	P106
◆ 総合口座当座貸越ローン ローン規定 ...	P114
◆ 無担保ローン 保証委託約款	P122
◆ 保証委託契約規定	P131
◆ 105BESTIO KIPS 会員特約	P135
◆ PiTaPa 会員規約	P138
◆ KIPS PiTaPa カード会員特約	P155
◆ ETC カード利用規定	P162
◆ 百五キャッシュカード規定	P167
◆ 105BESTIO 一体型カード規定	P185

105BESTIO 会員規約

会員規約および特約をよくお読みのうえ、カードをご利用ください。

2026年10月版

会員規約	4
第1編 総則	10
第1章 本契約の成立	10
第1条 (定義)	10
第2条 (本契約の申込と成立)	10
第3条 (本契約と本規約の関係)	10
第4条 (特約)	10
第2章 本契約に基づく会員の地位	11
第1節 会員に提供されるサービス	11
第5条 (基本サービス)	11
第6条 (付帯サービス等)	11
第2節 会員の義務	11
第1款 カード等の管理等	11
第7条 (カードの貸与)	12
第8条 (カードの有効期限および更新カードの発行)	12
第9条 (カードの再発行)	12
第10条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)	12
第11条 (子カード)	13
第12条 (暗証番号)	13
第13条 (カード等の管理)	13
第14条 (暗証番号の管理)	14
第15条 (カードの占有喪失時の会員の義務)	14
第16条 (カードの利用と本人会員の責任)	15
第17条 (カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)	16
第18条 (カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)	16
第19条 (暗証番号が使用された場合の本人会員の責任)	17
第20条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)	18
第21条 (第三者へのカード情報の登録と管理)	18
第2款 その他の義務	18
第22条 (年会費)	18
第23条 (届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)	19
第24条 (みなし届出)	19
第25条 (年収および職業等の申告)	19
第26条 (取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)	20
第27条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止)	20

第28条	(WEBサービス等への登録)	21
第29条	(WEBサービスおよびWEB明細の利用に 関する事項)	21
第3章	家族会員	21
第30条	(家族会員)	21
第31条	(家族会員がある場合の本人会員の責任)	22
第32条	(家族会員によるカード利用内容の本人 会員への通知)	22
第33条	(家族会員の指定の撤回)	22
第34条	(家族会員の死亡と届出)	23
第35条	(当行による家族会員の承認の撤回)	23
第36条	(家族会員の指定の撤回等の場合における 本人会員の義務)	23
第2編	カード等の利用等と支払	24
第1章	利用可能枠等	24
第37条	(カード利用可能枠等の設定等)	24
第38条	(カード利用可能枠の範囲での利用)	24
第39条	(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲で の利用)	24
第40条	(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)	25
第41条	(キャッシングサービス利用可能枠およ びカードローン利用可能枠の設定等)	25
第42条	(キャッシングサービス利用可能枠およ びカードローン利用可能枠の範囲での 利用)	26
第2章	ショッピング	26
第1節	ショッピングの利用	26
第43条	(カード等の利用による立替払いの委託)	26
第44条	(加盟店)	27
第45条	(ショッピングの利用方法)	27
第46条	(通信販売等加盟店の場合のショッピング 利用方法)	27
第47条	(通信販売等加盟店とカード情報の登録)	27
第48条	(継続課金取引の場合におけるショッピン グの利用方法の特則)	27
第49条	(継続課金取引の終了等)	28
第50条	(ショッピング利用時の本人確認等)	28
第51条	(ショッピング利用に係る禁止行為等)	28
第52条	(会員の責によらないショッピングの利用 の制限)	29
第2節	支払義務と支払方式	29
第53条	(ショッピング利用代金およびショッピン グ利用手数料の支払義務)	29
第54条	(海外アクワイアラー加盟店でのショッピ ング利用とショッピング利用代金等)	30
第55条	(支払方式の種類と内容)	30
第56条	(分割払いおよびボーナス併用分割払いの 支払回数ならびにボーナス月加算額)	31
第57条	(リボルビング払いの支払額の原則的な 算定方法)	32
第58条	(リボルビング払いの支払額の算定方法等	

	の変更) ……………	32
第59条	(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) ……………	32
第60条	(支払方式の指定) ……………	33
第61条	(指定された支払方式の変更) ……………	33
第3節	ショッピング利用手数料……………	34
第62条	(手数料率) ……………	34
第63条	(手数料率の変更) ……………	34
第64条	(分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法) ……	34
第65条	(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法) ……………	34
第4節	支払日と支払額等……………	35
第66条	(1回払い) ……………	35
第67条	(ボーナス一括払い) ……………	35
第68条	(2回払い) ……………	35
第69条	(分割払い) ……………	35
第70条	(ボーナス併用分割払い) ……………	35
第71条	(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額) ……………	36
第72条	(リボルビング払い(元金型残高スライド方式)の支払額) ……………	36
第73条	(リボルビング払い(元利型定額方式)の支払額) ……………	36
第74条	(リボルビング払い(元金型定額方式)の支払額……………	37
第75条	(ボーナス併用リボルビング払いの支払額) ……………	37
第76条	(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料) ……………	37
第77条	(ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い) ……………	38
第78条	(リボルビング払いの臨時加算支払) ……	38
第5節	ショッピングに関する雑則……………	38
第79条	(加盟店との紛議) ……………	38
第80条	(支払停止の抗弁) ……………	38
第3章	キャッシングサービスおよびカードローン……………	39
第1節	キャッシングサービス・カードローンの利用……………	39
第81条	(金銭消費貸借契約の成立) ……………	39
第82条	(キャッシングサービス・カードローンの利用方法) ……………	39
第83条	(当行所定のATM等) ……………	40
第84条	(交付資金およびその金額) ……………	40
第85条	(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為) ……………	40
第86条	(キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合) ……………	40
第2節	元利金支払義務および返済方式……………	41
第87条	(元利金支払義務) ……………	41
第88条	(日本国外でのキャッシングサービスの利用) ……………	41

第89条	(キャッシングサービスの返済方式) ……	41
第90条	(カードローンの原則的返済方式および その返済額の算定方法) ……	41
第91条	(カードローンの返済方式または返済額の 算定方法の変更) ……	41
第92条	(返済方式または返済額の算定方法の変更 時に定めるべき事項) ……	42
第93条	(キャッシングサービスからカードローン への変更) ……	42
第3節	手数料または利息および費用 ……	42
第94条	(利率) ……	42
第95条	(利率の変更) ……	43
第96条	(キャッシングサービス手数料の計算 方法) ……	43
第97条	(カードローンの利息計算方法) ……	43
第98条	(ATM利用手数料) ……	43
第4節	返済日と返済額等 ……	44
第99条	(キャッシングサービスの返済額) ……	44
第100条	(毎月元金定額返済であるカードローンの 返済額) ……	44
第101条	(ボーナス月加算毎月元金定額返済で あるカードローンの返済額) ……	44
第102条	(カードローンの臨時加算返済) ……	44
第103条	(ATM利用手数料の支払) ……	45
第4章	支払 ……	45
第1節	締切日および約定支払日 ……	45
第104条	(締切日および約定支払日) ……	45
第105条	(事務処理の都合による締切日および約定 支払日の変更) ……	45
第2節	約定支払日における支払 ……	45
第106条	(ご利用明細の提供等) ……	45
第107条	(ご利用明細書の発行と発行手数料) ……	46
第108条	(口座振替による支払) ……	46
第109条	(再振替) ……	47
第110条	(口座振替によらない支払) ……	47
第3節	履行期に遅れた支払 ……	47
第111条	(遅延損害金) ……	47
第4節	約定支払日前の支払 ……	49
第112条	(約定支払日前の弁済およびその手続) ……	49
第113条	(約定支払日前の弁済ができる範囲) ……	49
第114条	(第112条によらずになされた支払) ……	50
第115条	(ATMを利用する約定支払日前の弁済の 特則) ……	51
第5節	支払等に関する雑則 ……	51
第116条	(返金等の処理) ……	51
第117条	(期限の利益の喪失) ……	51
第118条	(充当) ……	54
第119条	(支払等に要する費用等の負担) ……	54
第120条	(当行からの相殺) ……	54
第121条	(会員からの相殺) ……	55
第122条	(相殺における充当の指定) ……	55

第3編	退会、会員資格の取消その他の条項	55
第123条	(反社会的勢力等の排除)	55
第124条	(会員区分の変更等)	56
第125条	(会員区分の変更の場合における処理)	56
第126条	(本規約等の変更)	56
第127条	(退会)	57
第128条	(会員資格の取消)	57
第129条	(カード等の利用の停止)	60
第130条	(本契約の解約)	61
第131条	(更新カード不発行等と本契約の終了)	61
第132条	(本契約終了の効果)	62
第133条	(外国為替および外国貿易に関する法令等の適用)	63
第134条	(準拠法)	63
第135条	(合意管轄)	63
別紙1	定義集	63
別表1	(第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係)	68
別表2	(第62条関係)	68
別表3	(削除)	69
	割賦販売法第30条に定める情報提供書面	69
	附則 (2025年12月)	83
	【会員規約改定に伴う経過措置】	83
第1条	(リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置)	83
第2条	(ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置)	83
第3条	(分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置)	84
第4条	(分割払いの支払日と支払額に関する経過措置)	85
第5条	(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に関する経過措置)	85
第6条	(カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置)	85
第7条	(カードローンの利息計算方法に関する経過措置)	86
第8条	(残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置)	86
第9条	(ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置)	86
	リボ払い専用カードサービス特約	87
第1条	(本特約と会員規約の関係)	87
第2条	(本サービスの適用の効果)	87
第3条	(本人会員による本サービス利用の終了)	87
第4条	(当行による本サービスの適用終了)	87
第5条	(本サービス登録解除の効果)	88
	「楽Pay」特約	88
第1条	(趣旨)	88
第2条	(定義)	88

第3条	(本特約と本契約の関係)	88
第4条	(楽Payサービスへの登録等)	89
第5条	(指定金額)	89
第6条	(本サービス利用代金等)	89
第7条	(リボルビング払いとしての取扱い)	90
第8条	(特約リボルビング払いの支払方式および 支払額算定方法)	90
第9条	(特約リボルビング払いの支払額の算定 方法等の変更)	90
第10条	(本サービス利用代金等のショッピング 利用手数料の計算方法)	91
第11条	(特約元利型定額方式の支払額)	91
第12条	(特約元金型定額方式の支払額)	91
第13条	(特約ボーナス併用リボルビング払いの 支払額)	92
第14条	(約定支払日に支払う特約リボルビング 払いのショッピング利用手数料)	94
第15条	(特約リボルビング払いの臨時加算支払)	94
第16条	(事務処理の都合による締切日の変更)	94
第17条	(約定支払日前の支払とショッピング利用 手数料の計算)	94
第18条	(特約本人会員による楽Payサービス利用 の終了)	94
第19条	(当行による楽Payサービスの適用終了)	94
第20条	(楽Payサービス登録解除の効果)	95
第21条	(本特約の変更)	96
別紙A「楽Pay」	特約定義集	96

105BESTIO 会員規約

第1編 総則

第1章 本契約の成立

第1条（定義）

本規約において、別紙1 定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第2条（本契約の申込と成立）

- 1 本契約は、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。
- 2 前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。
- 3 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第2条の2（保証の取得）

- 1 本人会員は、ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。）、融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づき生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、株式会社百五カードの保証を得るものとします。
- 2 本人会員は、株式会社百五カードの保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 株式会社百五カードの保証を得るについて、本人会員は株式会社百五カードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。
- 4 本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、株式会社百五カードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第3条（本契約と本規約の関係）

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第4条（特約）

- 1 当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは貸与するカードに係る国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。
- 2 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるもの

とします。

第2章 本契約に基づく会員の地位

第1節 会員に提供されるサービス

第5条（基本サービス）

- 1 会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。
- 2 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。
- 3 本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。
- 4 当行は、第1項から第3項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第6条（付帯サービス等）

- 1 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
- 2 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもしくは廃止することができるものとします。
- 3 会員が会員資格を喪失した場合または第8条第2項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
- 4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
- 5 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
- 6 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節 会員の義務

第1款 カード等の管理等

第7条（カードの貸与）

- 1 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1枚発行し、これを会員に貸与します。
- 2 会員は、第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項または第9条（カードの再発行）の場合を含め、当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
- 3 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。
- 4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条第2項または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）

- 1 カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。
- 2 会員に貸与したカードの有効期限が近づき当行が適当と認めるときには、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条（カードの再発行）

- 1 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
- 2 当行が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
- 3 第1項または第2項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。
- 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することがあります。

第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）

- 1 会員は、第8条第2項または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。

- 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条第2項または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
- 4 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第11条（子カード）

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第2節第1款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条（暗証番号）

- 1 会員（会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
- 2 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
 - (1)「0000」、「9999」などの同一数字の反復
 - (2)会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
 - (3)キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
- 3 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

第13条（カード等の管理）

- 1 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないように、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る他人に利用されることのないよう同様に管理するものとします。
- 2 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りではありません。
 - (1)他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
 - (2)カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
 - (3)前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を侵害する行為
 - (4)シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
- 3 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカー

ドの占有を他人に移転してはなりません。ただし、家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。

- 4 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作成してはなりません。
- 5 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。
- 6 当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
- 7 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
- 8 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条（暗証番号の管理）

- 1 会員は、暗証番号を他人に伝え（ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。）または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
- 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。

(1)暗証番号

(2)(1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号

- 3 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
- 4 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
- 5 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）

- 1 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第16条および第19条において同じ。）につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
 - (1)ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口に連絡すること。
 - (2)すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
 - (3)当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
- 2 前項第1号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第16条（カードの利用と本人会員の責任）

- 1 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第1項第1号の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。
 - (1)会員が、第15条第1項各号の手続をすべて行ったこと。
 - (2)第15条第1項第2号の警察への届出が受理されたこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1)カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2)カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合
 - (4)第7条（カードの貸与）第2項、第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）、第13条（カード等の管理）その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況

において、カードの占有を喪失した場合

(5)前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合

(6)会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合

(7)会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

(8)当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）

4 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

(1)前項第1号または第2号に定める事由がある場合

(2)前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合

(3)前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）

1 会員は、カード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口はその旨を連絡するものとします。

2 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

3 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）

1 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他

人により利用された場合も同様とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - (1)会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合
 - (2)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場合
 - (3)第1号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
 - (4)第2号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合
 - (5)会員が、第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (6)当行が第17条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）
- 3 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1)前項第1号または第3号の事由がある場合（ただし、会員に故意または重大な過失があるときに限ります。）
 - (2)第17条第2項の調査において虚偽の説明をした場合
 - (3)前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第19条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）

- 1 カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第16条（カードの利用と本人会員の責任）第2項または第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。
- 3 第1項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求する

ことができるものとします。

第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）

- 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードもしくはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。
- 3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第1項の規定は適用されないものとします。
- 4 会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）

- 1 第13条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
 - (1)当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
 - (2)カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
- 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する情報または手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないように、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
- 3 削除

第2款 その他の義務

第22条（年会費）

- 1 本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
- 2 年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通

知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。

- 3 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第23条 (届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)

- 1 本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。
 - (1)本人会員または家族会員の氏名、住所、取引目的、支払口座番号もしくは暗証番号
 - (2)本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
 - (3)本人会員の職業（個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。）または主たる収入の種類
 - (4)本人会員の勤務先または事業の名称、所在地（事業の場合にあってはその本拠）もしくは電話番号
- 2 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。
- 3 当行は、入会時および入会后定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 4 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限ります。）の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第24条 (みなし届出)

- 1 本人会員と当行との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
- 2 当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条 (年収および職業等の申告)

- 1 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときに

は、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。

- 2 本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
- 3 本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

- 1 当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに应ずるものとします。
- 2 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
- 3 本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。
 - (1)犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者
 - (2)過去に前号に該当していた者
 - (3)第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子
- 4 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに应ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

- 1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
 - (1)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
 - (3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
 - (4)米国OFAC規制など、本契約を実行するために必要となる取引（国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令ま

たは司法命令により規制される取引を行うこと。

- 2 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
- 3 当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第28条（WEBサービス等への登録）

- 1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEBサービスおよびWEB明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。
- 2 本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEBサービスおよびWEB明細登録を維持するよう努めるものとします。

第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）

- 1 会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。
- 2 本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。
- 3 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
- 4 WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
- 5 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
- 6 会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- 7 WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

第3章 家族会員

第30条（家族会員）

- 1 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員と

することの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。

(1)本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。

(2)本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。

(3)前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。

2 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。

3 第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。

4 第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

5 当行が第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明しまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

1 本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカード等利用代金等相当額の支払義務を負担します。

2 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知しまたは容易に知りうる状態に置くものとします。

第33条（家族会員の指定の撤回）

1 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定

の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。

- 2 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

第34条（家族会員の死亡と届出）

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第35条（当行による家族会員の承認の撤回）

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第30条第2項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。

- (1) 家族会員が、第30条（家族会員）第1項の指定の時点において、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。
- (2) 家族会員が、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。
- (3) 家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第36条（家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務）

- 1 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第30条（家族会員）第2項の承認を撤回しまたは家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カードの磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードおよび子カードに記載および記録された情報（カード情報を含みます。）のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。
- 3 家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）または第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族会員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができない状態を確保しなければならないものとします。
- 4 家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が第1項から第3項までの規定に基づく義務の履行を完了するまでの間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

第2編 カード等の利用等と支払

第1章 利用可能枠等

第37条（カード利用可能枠等の設定等）

- 1 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 2 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
- 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 4 前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
- 5 第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
- 6 本条、第40条において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条（カード利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。
 - (1)ショッピング利用代金
 - (2)キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料
 - (3)年会費
 - (4)前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。）
- 2 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払

方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高（ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。

(1)第55条（支払方式の種類と内容）第4号に定める分割払い

(2)第55条第5号に定めるボーナス併用分割払い

(3)第55条第6号に定めるリボルビング払い

- 2 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、会員（本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が1回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
- 2 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。
- 3 本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条（カード利用可能枠等の設定等）第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等）

- 1 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知し、または本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 2 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知し、または本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカード

ローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

- 4 キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとします。
- 2 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとします。

第2章 ショッピング

第1節 ショッピングの利用

第43条（カード等の利用による立替払いの委託）

- 1 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。
 - (1)加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
 - (2)国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員
- 2 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第1項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。
- 3 当行は、第1項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
- 4 第1項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
- 5 本人会員は、当行に対し、第1項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもし

くはこれに制限を加えることはできないものとします。

第44条（加盟店）

加盟店は、以下各号のものとします。

- (1)当行または当行提携先加盟店
- (2)Visa加盟店

第45条（ショッピングの利用方法）

- 1 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。
 - (1)非接触決済の方法による利用であること。
 - (2)第1号の場合を除き、当行所定の加盟店（加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場）におけるショッピングの利用であること。

第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）

- 1 第45条（ショッピングの利用方法）の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
- 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）

- 1 第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
- 2 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。

第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）

第45条（ショッピングの利用方法）および第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点

で、カード等を利用したものとみなします。

第49条（継続課金取引の終了等）

- 1 会員が、第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
- 2 会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第50条（ショッピング利用時の本人確認等）

- 1 ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
- 2 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告しまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
- 3 第1項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。
 - (1)法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの
 - (2)加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品または権利を買い受けることを前提とする商品または権利の購入のためのもの

- (3)前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、金銭の取得を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
- (4)加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの
- (5)暗号資産の購入のためのもの
- (6)前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
- (7)金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
- (8)価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの
- (9)不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの
- (10)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
- 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。
- 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1)商品券その他の金券類の購入
 - (2)金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
 - (3)前各号に掲げるもののほか当行が定め当行ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
- 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第52条（会員の責によらないショッピングの利用の制限）

- 1 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
 - (1)システムメンテナンスのため必要がある場合
 - (2)停電または通信障害が生じた場合
 - (3)前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
- 2 ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第2節 支払義務と支払方式

第53条（ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務）

- 1 会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。

- 2 会員がショッピングのうち支払方式が1回払い、2回払いまたはボーナス一括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）

- 1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第2号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
 - (1)海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
 - (2)海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額
- 2 第1項第1号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
- 3 第1項第2号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。
- 4 第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
 - (1)国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
 - (2)前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条（支払方式の種類と内容）

ショッピング利用代金の支払は、以下のいずれかの方式によるものとします。

(1)	1 回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
(2)	ボーナス一括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年6月15日までの場合、当該期間後最初に到来する8月の約定支払日 ②カード利用の日が7月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する1月の約定支払日
(3)	2 回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
(4)	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。
(5)	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年1月および8月とします。
(6)	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。

第56条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）

- 第55条第4号および第5号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20または24回とします。
- 第55条第5号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。
 - ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね50%相当額であること。
 - ボーナス月加算額は、1千円単位で定められた額であること。
 - 各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第57条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）

第55条第6号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表1の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第58条（リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

- 1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)元利型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - (2)元金型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - (3)元利型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - (4)元金型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - (5)ボーナス併用リボルビング払いに変更またはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。
- 2 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

- 1 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式への変更	別表1の支払コース
元利型残高スライド方式の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式への変更	
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	1千円以上10万円以下で1千円単位の金額 ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コースの変更	

- 2 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

(1)ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては7月または8月、冬期にあつては12月または1月のいずれか

(2)ボーナス月加算額

1万円以上1万円単位

- 3 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第1項を準用します。

第60条（支払方式の指定）

- 1 会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。

(1)第55条（支払方式の種類および内容）に定めるいずれかの支払方式の別

(2)指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数

- 2 日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には1回払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。
- 3 会員が、ショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、1回払いを指定したものとみなします。

第61条（指定された支払方式の変更）

- 1 第60条により指定された支払方式が、1回払い（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。
- 2 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。
- 3 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。
- 4 システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は第1項に定める申出の受付けを停止することができるものとします。

- 5 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。

第3節 ショッピング利用手数料

第62条 (手数料率)

- 1 ショッピング(ただし、支払方式が1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合を除きます。)の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表2の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
- 2 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金100円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第63条 (手数料率の変更)

- 1 第126条(本規約等の変更)の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第62条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方式を指定しまたは当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。
- 3 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第64条 (分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法)

支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

● $\text{ショッピング利用代金} \times 100 \text{円あたりの手数料額} \div 100$

第65条 (リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)

- 1 リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

● $\text{所定ショッピングリボ残高} \times \text{リボルビング払いのショッピング利用手数料率} \div 365$

- 2 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していな

いりボルピング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。

- 3 リボルピング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第4節 支払日と支払額等

第66条（1回払い）

会員が、ショッピングの支払方式として1回払いを指定した場合（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第67条（ボーナス一括払い）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第55条第2号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第68条（2回払い）

- 1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い2回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。
- 2 前項の計算により1円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第69条（分割払い）

- 1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い分割払いを指定したまたは第61条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項または第61条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。
 - 当該ショッピング利用代金全額 ÷ 指定された支払回数 + 当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額 ÷ 指定された支払回数
- 2 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
 - 当該ショッピング利用代金全額 + これに対するショッピング利用手数料総額 - 端数切捨て後の各回の支払額 × 支払回数

第70条（ボーナス併用分割払い）

- 1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人

会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。

(1)当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額

● $(\text{当該ショッピング利用代金全額} - \text{ボーナス月加算額} \times \text{ボーナス月の回数}) \div \text{指定された支払回数} + \text{当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額} \div \text{指定された支払回数}$

(2)当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

2 前項第1号の計算により、各回の支払額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

● $\text{当該ショッピング利用代金全額} + \text{これに対するショッピング利用手数料総額} - (\text{端数切捨て後の各回の支払額} \times \text{支払回数} + \text{ボーナス月加算額} \times \text{ボーナス月の回数})$

第71条（リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第57条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）または第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第72条（リボルビング払い(元金型残高スライド方式)の支払額)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第73条（リボルビング払い（元利型定額方式）の支払額）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規

定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第74条（リボルビング払い（元金型定額方式）の支払額）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第75条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

- 1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。
- 2 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第71条から第74条までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第59条第3項により準用される第59条第1項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第71条から第74条までの規定により定まる金額とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が第1項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）

第71条から第75条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の

2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算）に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第77条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）

第71条から第75条までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第71条から第75条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第71条から第75条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第78条（リボルビング払いの臨時加算支払）

- 1 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。
- 2 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第5節 ショッピングに関する雑則

第79条（加盟店との紛議）

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条（支払停止の抗弁）

- 1 会員が利用したショッピングの支払方式が1回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
- 2 本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。
- 3 本人会員が第1項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当行が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

- 4 割賦販売法上、第1項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。
- (1)商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
 - (2)引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。
 - (3)売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。
- 5 割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第1項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の4第1項（同法第30条の5第1項により準用される場合を含みます。）の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
- (1)1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
 - (2)支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
 - (3)加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
 - (4)加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
 - (5)ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
 - (6)不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

第3章 キャッシングサービスおよびカードローン

第1節 キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条（金銭消費貸借契約の成立）

- 1 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。
- 2 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）

- 1 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
 - (1)当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等进行操作する方法
 - (2)当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法
- 2 当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等进行操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。
- 3 キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。

第83条（当行所定のATM等）

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したものとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

第84条（交付資金およびその金額）

- 1 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。
- 2 日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。
 - (1)事業のために行うもの
 - (2)キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの
- 2 キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第86条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）

- 1 キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲

で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。

- 2 当行またはATM等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。
- 3 日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとするATM等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。
- 4 キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第2節 元金支払義務および返済方式

第87条（元金支払義務）

会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第88条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）

- 1 会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用した場合には、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。
- 2 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）第2項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第89条（キャッシングサービスの返済方式）

キャッシングサービスの返済方式は、1回払いとします。

第90条（カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法）

- 1 カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第97条（カードローンの利息計算方法）に従い計算される利息を加算して支払うものとします。
- 2 カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第91条（カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更）

- 1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1) 毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。
 - (2) 毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額

返済に変更すること。

(3)ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。

(4)ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。

2 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第92条（返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項）

1 第91条第1項第1号または第3号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。

2 カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

(1)ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては7月または8月、冬期にあつては12月または1月のいずれか

(2)ボーナス月加算額

1千円以上1千円単位

第93条（キャッシングサービスからカードローンへの変更）

1 会員が、キャッシングサービスを利用した場合（日本国外での利用は除きます。）、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。

2 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。

3 第1項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第1項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第3節 手数料または利息および費用

第94条（利率）

1 キャッシングサービス手数料の利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般会員	年9.00%
(2)	ゴールド会員	年8.00%

- 2 カードローンの利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般会員	年9.00%
(2)	ゴールド会員	年8.00%

第95条（利率の変更）

- 1 第126条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第94条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）

- 1 キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。
- 2 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるとします。
●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365

第97条（カードローンの利息計算方法）

- 1 カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
- 2 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
●所定カードローン残高×利率÷365
- 3 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。

第98条（ATM利用手数料）

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、ATM利用手数料を負担するものとします。ATM手数料についての規定は、当行所定の方法にて会員宛に通知、または相当と認める方法にて公表した期日から適用させていただきます。

第4節 返済日と返済額等

第99条（キャッシングサービスの返済額）

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。

第100条（毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

- 1 本人会員が、カードローンを利用したまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。
 - (1)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額（以下本条および第101条において「カードローン返済元金」といいます。）以上である場合には、カードローン返済元金
 - (2)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高
- 2 前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条（ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

本人会員が、カードローンを利用したまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。

- (1)平月には、第100条の規定により算定された金額
- (2)ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
- (3)第1号または第2号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第100条第2項に定める所定利息を加算した金額

第102条（カードローンの臨時加算返済）

- 1 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1千円単位で増額することができるものとします。
- 2 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払

日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。

- 3 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第103条（ATM利用手数料の支払）

本人会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなるATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章 支払

第1節 締切日および約定支払日

第104条（締切日および約定支払日）

- 1 締切日は毎月15日とし、約定支払日は毎月10日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、10日が当行休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）

- 1 事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の15日より後の月の15日となる場合があります。
- 2 前項の場合、第66条（1回払い）の約定支払日または第68条（2回払い）から第70条（ボーナス併用分割払い）までに定める第1回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
- 3 第1項の場合、第67条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
- 4 第1項の場合、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項に定める締切日は、第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
- 5 第1項の場合、第99条（キャッシングサービスの返済額）および第103条（ATM利用手数料の支払）の約定支払日は、第1項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
- 6 第104条第2項の規定は、第2項および前項の場合に準用します。

第2節 約定支払日における支払

第106条（ご利用明細の提供等）

- 1 当行は、WEB明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB明細により、第2編第2章第4節（支払日と支払額等）および同編第3章第4節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第107条に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。
- 2 前項のWEB明細は、概ね約定支払日の前月25日までに

WEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。

- 3 第1項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。
- 4 当行は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
- 5 当行がWEB明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第107条（ご利用明細書の発行と発行手数料）

- 1 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
(1)	第28条に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

- 2 本人会員は、当行が、前項第1号または第2号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りではありません。
- 3 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。
- 4 第106条第5項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条（口座振替による支払）

- 1 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。
- 2 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前

項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。本人会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。

- 3 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるものの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第109条（再振替）

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第110条（口座振替によらない支払）

- 1 第108条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
 - (1)本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。
 - (2)前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。
- 2 前項第1号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込の方法により支払うものとします。
- 3 第1項第2号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第3節 履行期に遅れた支払

第111条（遅延損害金）

- 1 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞した融資金×年14.00%÷365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		支払を遅滞した融資金×年14.00%÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.00%÷365

- 2 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365

(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.00%÷365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		期限の利益を喪失した融資金×年14.00%÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。）であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.00%÷365

- 3 第1項および第2項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率（%）×365÷366（小数点3位以下切捨て）を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとしします。

第4節 約定支払日前の支払

第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）

- 1 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとしします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替による方法としします。
- 2 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および預金口座を通知します。
- 3 本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとしします。

第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）

- 1 第112条第2項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする1個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で1円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	カードローン利用に基づき負担する金銭債務	カードローン融資金残高およびカードローンに係る利息の合計額の範囲で1円以上の任意の額

- 2 前項第1号および第2号に定めるショッピング利用手数料、同項第3号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第4号に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
- 3 第1項第1号のショッピング利用手数料であって第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとします。
- 4 第1項第2号に定めるショッピング利用手数料は第65条の規定を、第1項第3号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条の規定を、第1項第4号に定めるカードローンの利息は第97条の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条（第112条によらずになされた支払）

- 1 本人会員が、第112条第1項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第3項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
- (1) 当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約（本契約以外の契約も含みます。）に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱

うこと。

(2)前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。

- 2 前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第1号の当行所定日までまたは前項第2号の返金日までの間、当行は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。
- 3 本人会員は、第1項第2号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）

- 1 第112条から第114条までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内のATMを利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
- 2 前項の場合、弁済できる金額は、1千円以上1千円単位（ただし、利用するATMによっては、1万円以上1万円単位）に限られるものとします。
- 3 第1項のATMの利用は、当行またはATM設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行またはATM設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATMを利用した弁済はできないことがあります。

第5節 支払等に関する雑則

第116条（返金等の処理）

第114条の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払がなされ（ただし、第112条または第115条に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。）、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第117条（期限の利益の喪失）

- 1 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が1回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第43条第1項第2号に該当するもの (1) ③当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるものの ④上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④までに係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより書面または電磁的記録による催告が必要なものを除きます。）
(2)	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	

(3)	ショッピングの利用による債務（ただし、(1)①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	
(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に関しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ①会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ②会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

- 2 以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の請求により、前項第3号、第4号ならびに第5号のア、イ、ウおよびエの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

- (1)本人会員の入会申込時の申告または第23条に基づく届出の内容が虚偽であったとき。
- (2)以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足る理由があるとき。
 - ①本人会員が第三者に対して負担している債務につき当行が保証している場合において、当行が債権者から保証債務の履行を請求されたこと。
 - ②本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。
 - ③本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。）の履行を怠ったこと。
- (3)前項第5号または第1号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条（充当）

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第114条第1項第1号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第112条または第115条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第30条の5第1項により同法第30条の4の規定が準用される場合にあつては、同法第30条の5第1項に従い充当されたものとみなすものとします。

第119条（支払等に要する費用等の負担）

- 1 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
- 2 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。
- 3 第1項および第2項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第120条（当行からの相殺）

- 1 本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ）、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシング利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負

担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

- 2 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第121条（会員からの相殺）

- 1 本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- 2 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
- 3 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第122条（相殺における充当の指定）

- 1 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 2 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 3 本人会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
- 4 第2項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第3編 退会、会員資格の取消その他の条項

第123条（反社会的勢力等の排除）

- 1 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1)暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから

5年を経過しない者

(2)暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体

(3)総会屋等または社会運動標ぼうゴロ

(4)特殊知能暴力集団等

(5)前各号に準ずる者

(6)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者

(7)前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）

(8)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第1号から第5号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第6号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者

(9)暴力団員等、第6号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

2 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員にこれを遵守させることを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第124条（会員区分の変更等）

1 本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が承認した場合、会員区分を変更することができます。

2 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。

(1)年会費

(2)第2編第1章に定める利用可能枠等

(3)ショッピング利用手数料率

(4)キャッシングサービス手数料の利率

(5)カードローンの利率

第125条（会員区分の変更の場合における処理）

第124条第1項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。

第126条（本規約等の変更）

1 当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその

他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

(1)社会情勢または経済状況の変動

(2)法令、自主規制機関の規則または国際ブランド会社のルールの変更

(3)当行の業務またはシステムの変更

- 2 前項の規定にかかわらず、当行は、第9条第3項に定めるカード再発行手数料、第22条に定める年会費、第98条に定めるATM利用手数料、第107条第2項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第127条（退会）

- 1 本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
- 2 本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。
- 3 本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して第1項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第128条（会員資格の取消）

- 1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第117条（期限の利益の喪失）第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
 - (2)第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
 - (3)第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
 - (4)第13条（カード等の管理）第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこと。
 - (5)第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
 - (6)第14条（暗証番号の管理）第1項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。

- (7)第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
- (8)第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
- (9)本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）に定める届出事項につき、故意に著しく事実に反する申告または届出をしたこと。
- (10)第25条（年収および職業等の申告）の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実に反する申告をし、または同条第3項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
- (11)第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第3項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
- (12)第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第1項または第2項に違反したこと。
- (13)第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）第1項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
- (14)第51条第1項第9号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。
- (15)第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）第1項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。
- (16)第123条（反社会的勢力等の排除）第1項の表明が事実 に反しまたは同項もしくは同条第2項の確約に違反したこと。
- (17)第123条第1項の表明もしくは同項もしくは同条第2項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張すること。
- (18)第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第2項に違反したこと。
- (19)前各号に掲げる場合のほか、本規約（本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第129条において同じ。）に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。
- (20)第9号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。

- (21) 当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。
- (22) 当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。
- (23) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。

- 2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 第123条第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。
 - (2) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。
 - (3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。
 - (4) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穩を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。
 - ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ③ 当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。
 - ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。
 - (5) 第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。
 - (6) 当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしたまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。
 - (7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でま

たはそのような行為の手段として利用したこと。

- 3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1)第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。
 - (2)第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。
 - (3)第1項第10号の場合を除き、第25条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。
 - (4)第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第1項の義務に違反しまたは同条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。
 - (5)第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第3項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
 - (6)第61条（指定された支払方式の変更）第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
 - (7)第108条（口座振替による支払）第2項に定める義務に違反したこと。
 - (8)第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと（ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。）。

第129条（カード等の利用の停止）

- 1 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第1号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
- (1)本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (2)本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。
 - (3)会員が第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項または第3項の義務の履行を怠ったとき。
 - (4)本人会員が第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第1項の義務の履行を怠ったとき。

- (5)本人会員が第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第1項に違反した疑いがあるとき。
 - (6)会員が第27条第2項に違反した疑いがありまたは同条第3項に違反したとき。
 - (7)本人会員が第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第2項第1文の義務に違反した疑いがあるとき。
 - (8)第123条（反社会的勢力等の排除）第1項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第1項もしくは第2項の確約に反した疑いがあるとき。
 - (9)会員が第128条第1項第4号から第8号まで、同項第13号、同項第15号または同条第2項第6号もしくは同項第7号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (10)本人会員が、第128条第1項第9号から第11号までまたは同項第19号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (11)第1号、第3号、第4号または第6号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。
 - (12)第128条第2項第2号、同項第3号または同項第5号に定める言動がなされた疑いがあるとき。
 - (13)第128条第2項第4号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。
 - (14)付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。
 - (15)会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。
 - (16)会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。
- 2 当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続きが完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第130条（本契約の解約）

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1)当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合
- (2)当行が第三者（国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合
- (3)本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与されたカードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）

- 1 カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
- 2 当行が第7条（カードの貸与）、第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項または第9条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第132条（本契約終了の効果）

- 1 第127条（退会）、第128条（会員資格の取消）、第130条（本契約の解約）または第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。
- 2 前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず第1項に規定する場合には、当行は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 4 第1項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第49条（継続課金取引の終了等）第2項、第16条（カードの利用と本人会員の責任）、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。
- 5 第127条、第128条、第130条または第131条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第126条第1項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
 - (1)第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行った場合には、第49条（継続課金取引の終了等）第2項
 - (2)第2項または第3項の義務が履行されるまでの間は、第13条（カード等の管理）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定

- (3)本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第2編第4章（支払）の規定
- (4)前項または第1号もしくは第2号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第111条（遅延損害金）、第118条（充当）および第119条（支払等に要する費用等の負担）
- (5)家族会員がある場合には、第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

第133条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）

- 1 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。
- 2 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当行の指示に従うものとします。

第134条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関連または付随する契約は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第135条（合意管轄）

会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別紙1 定義集

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条第1項に従い本人会員が指定し、同条第2項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカードをいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカードまたはそのカード情報をいいます。

(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ①ショッピング ②ショッピングおよびキャッシングサービス ③ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ①カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ②貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③貸与されたカード等の利用 ④カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤上記①から④までに関連する事項
(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ①会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ②上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等（カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。）を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(11)	カードローン融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。

(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。 ①当行 ②当行から当行のために加盟店契約の締結を許諾された事業者 ③国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者
(14)	基本サービス	第5条第1項から第3項までに定めるサービスをいいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごとと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。
(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しまたは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ①当行が会員に対して当該有体物を交付すると同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ②当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。

(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド会社	Visaまたはその全部もしくは一部を総称していいます。
(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。
(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ①ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ②キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定
(21)	ショッピング	第43条第1項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ①入会 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。
(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。

(28)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ①ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ②ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
(29)	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち本規約を契約内容とするカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
(30)	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(31)	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
(32)	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
(33)	Visa	Visa Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
(34)	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(35)	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。
(36)	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
(37)	WEB明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表 1（第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係）
残高スライド方式の支払コース*

ショッピング リボ残高** 支払 コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般 コース	5千円	1万円	1万 5千円	2万円	2万 5千円	3万円	5千円 ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万 5千円	2万円	2万 5千円	3万円	1万円 ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

*支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

**締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

別表 2（第62条関係）

ショッピング利用手数料の手数料率表

（一般会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金 （現金価格）100円あたりの 分割払手数料の額（円）	0		2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス 一括払い	リボルビング 払い
12	15	18	20	24	1～6	*
17.75		18.00			0	18.00
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0	

（ゴールド会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金 （現金価格）100円あたりの 分割払手数料の額（円）	0		2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1～6	*
17.75		18.00			0	18.00
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0	

*リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

別表3 削除

割賦販売法第30条に定める情報提供書面

第1 1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第55条、第56条、第62条、第67条から第70条までおよび別表2】

支払回数(回)	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0	14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	0	2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
12	15	18	20	24	1～6
17.75		18.00			0
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0

●ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。

●一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第62条、第64条、第69条、別表2】

現金価格10万円を10回払いでご利用の場合

(1)分割払手数料 $100,000円 \times (8.20円 \div 100円) = 8,200円$

(2)支払総額 $100,000円 + 8,200円 = 108,200円$

(3)分割支払金 $100,000円 \div 10回 + 8,200円 \div 10回 = 10,820円$

第2 リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第104条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月15日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月10日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1)リボルビング払い(元利型残高スライド方式)【会員規約第71条、第76条、第77条、別表1】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。
- b a の金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(2)リボルビング払い（元金型残高スライド方式）【会員規約第72条、第76条、第77条、別表1】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。
- b 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピング リボ残高**	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
支払 コース							
一般 コース	5千円	1万円	1万 5千円	2万円	2万 5千円	3万円	5千円 ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万 5千円	2万円	2万 5千円	3万円	1万円 ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

*支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

**締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(3)リボルビング払い（元利型定額方式）【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。
- b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(4)リボルビング払い（元金型定額方式）【会員規約第59条、第74条、第76条、第77条】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。
- b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。
- (5)特約元利型定額方式【「楽Pay」特約第11条】
- a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位（3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。当該金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- b 上記aにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- c 楽Pay登録期間とは、楽Pay登録がされた時点から楽Pay登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽Pay登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と3(2b)に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます（以下同じ。）。
- (6)特約元金型定額方式【「楽Pay」特約第12条】
- a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位（3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位）であらかじめ指定した金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用

手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

- b 上記 a にかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(7)ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第75条、第76条、「楽Pay」特約第13条】

- a ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。
- b 上記 a にかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記 a により定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。
- c ボーナス月加算額は、1万円以上1万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期(7月または8月)および冬期(12月または1月)のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1)手数料率【会員規約第62条、別表2】

年18.00%（実質年率）

(2a)ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第65条】

- a 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。
 - 所定ショッピングリボ残高（100円未満切捨て）
×リボルビング払いのショッピング利用手数料率
÷365
- b 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ。）。
- c カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締

切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。
(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）

【「楽Pay」特約第10条、第14条】

- a 楽Pay登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

● 所定本サービス利用代金等残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

- b 上記aにかかわらず、本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）によるものとし、ただし、以下の計算式中の（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）に100円未満の額がある場合には当該100円未満の額は切り捨てるものとし、

●（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

- c 上記楽Payサービス期間とは、楽Pay登録の翌日から楽Pay登録が解除される日までをいいます。

所定本サービス利用代金等残高とは、楽Payサービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が1回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当行所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

- d 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第76条、「楽Pay」特別規約第14条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに合計11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,348	1,652	96,652
3	7/15	96,652	8/10	5,000	3,531	1,469	93,121
4	8/15	93,121	9/10	5,000	3,534	1,466	89,587

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +
 $100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （6月10日～6月15日） =
 1,652円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日$ （6月16日～7月9日） +
 $96,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （7月10日～7月15日） =
 1,469円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

$96,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （7月16日～8月9日） +
 $93,100円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （8月10日～8月15日） =
 1,466円（1円未満端数切捨て）

**付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

(2)元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,652	5,000	1,652	95,000
3	7/15	95,000	8/10	6,464	5,000	1,464	90,000
4	8/15	90,000	9/10	6,437	5,000	1,437	85,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +
 $100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （6月10日～6月15日） =

1,652円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日（6月16日 \sim 7月9日） + 95,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日（7月10日 \sim 7月15日） = 1,464円（1円未満端数切捨て）$

9月10日支払分

$95,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日（7月16日 \sim 8月9日） + 90,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日（8月10日 \sim 8月15日） = 1,437円（1円未満端数切捨て）$

(3)元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,348	1,652	91,652
3	7/15	91,652	8/10	10,000	8,546	1,454	83,106
4	8/15	83,106	9/10	10,000	8,625	1,375	74,481

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日（5月16日 \sim 6月9日） + 100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日（6月10日 \sim 6月15日） = 1,652円（1円未満端数切捨て）$

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日（6月16日 \sim 7月9日） + 91,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日（7月10日 \sim 7月15日） = 1,454円（1円未満端数切捨て）$

9月10日支払分

$91,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 25日（7月16日 \sim 8月9日） + 83,100円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日（8月10日 \sim 8月15日） = 1,375円（1円未満端数切捨て）$

**付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

(4)元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,652	10,000	1,652	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,449	10,000	1,449	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,346	10,000	1,346	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +
 $100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （6月10日～6月15日） =
 1,652円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日$ （6月16日～7月9日） +
 $90,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （7月10日～7月15日） = 1,449
 円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

$90,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （7月16日～8月9日） +
 $80,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （8月10日～8月15日） = 1,346
 円（1円未満端数切捨て）

(5)ボーナス併用リボルビング払い（平月：元利型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,348	1,652	96,652
3	7/15	96,652	8/10	35,000	33,531	1,469	63,121
4	8/15	63,121	9/10	5,000	3,623	1,377	59,498

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 1,652\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 24\text{日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 96,600\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,469\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$96,600\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 63,100\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,377\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

****付利単位100円 (100円未満を切捨てて手数料を計算)**

(6)ボーナス併用リボルビング払い (平月：元金型残高スライド方式)

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,652	5,000	1,652	95,000
3	7/15	95,000	8/10	36,464	35,000	1,464	60,000
4	8/15	60,000	9/10	6,348	5,000	1,348	55,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日 (5月15日) まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} \text{ (5月16日～6月9日)} + 100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 1,652\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 24\text{日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 95,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,464\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$95,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 60,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,348\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

(7)ボーナス併用リボルビング払い (平月：元利型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,348	1,652	91,652
3	7/15	91,652	8/10	40,000	38,546	1,454	53,106
4	8/15	53,106	9/10	10,000	8,714	1,286	44,392

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +
 $100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （6月10日～6月15日） =
 1,652円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日$ （6月16日～7月9日） +
 $91,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （7月10日～7月15日） =
 1,454円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

$91,600円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （7月16日～8月9日） +
 $53,100円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日$ （8月10日～8月15日） =
 1,286円（1円未満端数切捨て）

**付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

(8)ボーナス併用リボルビング払い（平月：元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の ショッピング リボ残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充 当 額 (円)	弁済金のうち ショッピング 利用手数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,652	10,000	1,652	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,449	40,000	1,449	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,257	10,000	1,257	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ （5月16日～6月9日） +

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 1,652\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 24\text{日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,449\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$90,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 50,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,257\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

(9)特約元利型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,705	295	90,295
3	7/15	90,295	8/10	10,000	8,550	1,450	81,745
4	8/15	81,745	9/10	10,000	8,647	1,353	73,098

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 295\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 24\text{日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,200\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,450\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$90,200\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 81,700\text{円}^{**} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,353\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(10)特約元金型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,295	10,000	295	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,449	10,000	1,449	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,346	10,000	1,346	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかかりませんが、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 295円 (1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $90,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,449円 (1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000円 \times 18\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $80,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,346円 (1円未満端数切捨て)

(11)特約ボーナス併用リボルビング払い(平月：特約元利型定額方式)

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,705	295	90,295
3	7/15	90,295	8/10	40,000	38,550	1,450	51,745
4	8/15	51,745	9/10	10,000	8,735	1,265	43,010

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかりませんが、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日（6月10日 \sim 6月15日） = 295円（1円未満端数切捨て）$$

8月10日支払分

$$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日（6月16日 \sim 7月9日） + 90,200円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日（7月10日 \sim 7月15日） = 1,450円（1円未満端数切捨て）$$

9月10日支払分

$$90,200円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 25日（7月16日 \sim 8月9日） + 51,700円^{**} \times 18\% \div 365日 \times 6日（8月10日 \sim 8月15日） = 1,265円（1円未満端数切捨て）$$

****付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）**

(12)特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,295	10,000	295	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,449	40,000	1,449	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,257	10,000	1,257	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかりませんが、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 6日（6月10日 \sim 6月15日） = 295円（1円未満端数切捨て）$$

8月10日支払分

$$100,000円 \times 18\% \div 365日 \times 24日（6月16日 \sim 7月9日） +$$

$90,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} (7\text{月}10\text{日} \sim 7\text{月}15\text{日}) = 1,449\text{円}$
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} (7\text{月}16\text{日} \sim 8\text{月}9\text{日}) +$
 $50,000\text{円} \times 18\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} (8\text{月}10\text{日} \sim 8\text{月}15\text{日}) = 1,257\text{円}$
(1円未満端数切捨て)

第3 各支払方式に共通する事項

1 利用可能枠(極度額)に関する事項【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当行が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当行所定の会員専用サイトに表示されます。

2 年会費に関する事項【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。

支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

(消費税込)

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000円
一般	1,375円
家族会員	
ゴールド	1名さまは無料。
	2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,100円
一般	1名さまにつき440円

※お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

※別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

附則(2025年12月)

【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条(リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置)

会員規約の変更の効力が発生する日(以下「効力発生日」といいます。)より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約(以下「変更後規約」といいます。)第58条に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、なお、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条(ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過

措置)

変更前の会員規約（以下「旧規約」といいます。）に定めるところに従い入会した本人会員（以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。）が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条（分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置）

- 1 変更後規約第64条の規定は、旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。
- 2 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用されたもの（ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものを除きます。）にかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

(2) 利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間（旧規約第26条第3項に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第4条において同じ。）の末日までのショッピング利用手数料

旧規約第26条第3項に定めるところにより計算した金額

(3) 手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（1円未満切り捨て）

● 移行時未請求残高×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

- 3 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

(2) ショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（1円未満切り捨て）

● ショッピング利用代金×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

- 4 本条および本附則第4条において、以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の末日における期限未到来のショッピング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ①未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ②ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第26条第3項に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。
未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効力発生日以降直近の締切日の時点で未請求である回数

第4条（分割払いの支払日と支払額に関する経過措置）

- 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合（ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。）には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第26条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第69条第2項の規定は、後段の場合に準用します。

●移行時未請求残高÷未請求残回数+移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額÷未請求残回数

- 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第26条の3の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第65条第2項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条（カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置）

- 旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第90条の規定にかかわらず、効力発生

日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

(注) 変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。

- 2 旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの（当該利用可能枠を0円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。）のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第91条第1項の規定に加えて、次のものとします。

- (1) 残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。
- (2) 残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済に変更すること。
- (3) ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
- (4) ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済に変更すること。

第7条（カードローンの利息計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定した場合には、変更後規約第97条第3項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第8条（残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息（変更後規約第100条第2項に定める所定利息をいいます。以下本条および本附則第9条において同じ。）が含まれるものとします。

- (1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額（以下本条および本附則第9条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。）が、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金
- (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第9条（ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカード

ローンの返済額に関する経過措置)

- 1 旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。
(1)平月には、本附則第8条の規定により算定された金額
(2)ボーナス月には、本附則第8条第1号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

2025年12月9日制定

リボ払い専用カードサービス特約

第1条 (本特約と会員規約の関係)

- 1 本特約は、会員規約第60条に対する特約として、リボ払い専用カードサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。
- 2 会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。
- 3 会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条 (本サービスの適用の効果)

- 1 会員規約第60条の規定にかかわらず、2025年12月9日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第55条第6号に定めるリボルビング払いを指定したものと取り扱うものとします。
- 2 前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、ショッピング利用時に支払方式として1回払いを指定したまたは会員規約第60条（支払方式の指定）第3項により1回払いを指定したものとみなされたショッピング利用（当行が別に指定したものを除きます。）をいいます。
(注) 現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条 (本人会員による本サービス利用の終了)

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条 (当行による本サービスの適用終了)

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときに

は、あらかじめ、本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

- (1) 会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。
- (2) 会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3) 会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4) リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第71条第2項、第73条第2項または第75条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5) 当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条（本サービス登録解除の効果）

第3条または第4条の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第2条の規定によりリボルビング払いとしての取扱いを行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第2条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。

2025年12月9日制定

「楽Pay」特約

第1条（趣旨）

「楽Pay」特約（以下「本特約」といいます。）は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条（定義）

- 1 本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。
- 2 本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義を有するものとします。

第3条（本特約と本契約の関係）

- 1 本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。
- 2 本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

第4条（楽Payサービスへの登録等）

- 1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。
- 2 当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条（指定金額）

- 1 特約本人会員となろうとする者は、第4条第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。
- 2 前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあつては5千円単位の金額とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条第2項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いであつて平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第6条（本サービス利用代金等）

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

- (1)特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であつて、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式（以下本条において「指定支払方式」といいます。）が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの
- (2)本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相当額の支払義務を負担する場合であつて、当該カード等利用代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払いとするショッピングの利用により生じたもの
- (3)特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに従い支払方式がリボルビング払いに変更さ

れたもの

(4)特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条（リボルビング払いとしての取扱い）

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を1回払いとして指定した場合（会員規約第60条（支払方式の指定）第2項または第3項により1回払いと扱われるものを含みます。）もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）および第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）の定めに従わなければならないものとします。

第8条（特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法）

- 1 楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。
- 2 特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽Pay登録直前の時点における ショッピング利用代金に係る リボルビング払いの支払額算定 方法	特約リボルビング払いの 支払額算定方法
(1)	元利型残高スライド方式 元利型定額方式	特約元利型定額方式
(2)	元金型残高スライド方式 元金型定額方式	特約元金型定額方式
(3)	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用 リボルビング払い

第9条（特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

- 1 特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。
 - (2)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。
 - (3)特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式または特約元金型定額方式に変更すること。
 - (4)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。
 - (5)特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払

額の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

- 2 前項第2号または第5号の変更については、会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項および第3項を準用します。
- 3 第1項第4号および第5号のうち指定金額の変更については、第5条（指定金額）第2項および第3項を準用します。この場合において第5条第3項に「第8条第2項に定めるところにより」とあるのは、「第8条第2項に定めるところによりまたは第9条第1項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第1項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。
- 4 第1項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以降変更されるものとします。

第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）

- 1 本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
● 所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- 2 前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。
- 3 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条（特約元利型定額方式の支払額）

- 1 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条（特約元金型定額方式の支払額）

特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条（特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

- 1 特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによるものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、第8条第2項第3号に基づき、特約リボルビング払いの支払方式が特約ボーナス併用リボルビング払いとなった場合	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法の別に応じて、第8条第2項第1号または第2号を準用して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、第9条第1項第2号に基づき特約リボルビング払いの支払額の算定方法を特約ボーナス併用リボルビング払いに変更した場合	第9条第1項第2号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いに変更する直前の特約リボルビング払いの支払額の算定方法
(3)	第9条第1項第5号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法を変更した場合	当該変更時に選択した平月における支払額の算定方法

- 2 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払額の算定方法の別に従い、第11条または第12条によって定まる平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日においては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における 支払額算定 方法	判定基準	ボーナス月支払額
(1)	特約元利型 定額方式	(指定金額 + ボーナス月加算額) < (当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料)	指定金額 + ボーナス月加算額を加算した金額
(2)		(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料) ≤ (指定金額 + ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料
(3)	特約元金型 定額方式	(指定金額 + ボーナス月加算額) < 当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額	指定金額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料 + ボーナス月加算額を加算した金額
(4)		当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 ≤ (指定金額 + ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料

- 3 前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- 4 第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のものとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項の規定により指定

されまたは変更された後のものによります。

第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）

- 1 第11条から第13条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第10条で定まるショッピング利用手数料の額とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満切捨て）とします。ただし、以下の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するものとします。
 - （楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条（特約リボルビング払いの臨時加算支払）

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条（事務処理の都合による締切日の変更）

会員規約第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）第1項の場合には、第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項の締切日は、会員規約第105条第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）

特約本人会員が、会員規約第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）第4項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条の規定を準用して計算するものとします。

第18条（特約本人会員による楽Payサービス利用の終了）

- 1 楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。
- 2 前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条（当行による楽Payサービスの適用終了）

当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しまたはWEB

サービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。

- (1) 本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。
- (2) 会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第2項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3) 会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4) 特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条第2項または第13条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5) 当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞またはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条（楽Payサービス登録解除の効果）

- 1 第18条または第19条の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第7条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。
- 2 前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第8条第1項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ（ただし、元利型定額方式にあっては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあっては指定金額を支払元金額とします。）により支払うものとします。この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第1号および第2号を準用します。

	楽Pay登録解除時点における 特約リボルビング払いの 支払額算定方法	楽Pay登録解除後のショッピング 利用に係るリボルビング払いの 支払額算定方法
(1)	特約元利型定額方式	元利型定額方式
(2)	特約元金型定額方式	元金型定額方式
(3)	特約ボーナス併用 リボルビング払い	ボーナス併用 リボルビング払い

- 3 楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条に

定めるところに従い計算するものとします。第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）、第16条（事務処理の都合による締切日の変更）および第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）の規定は、楽Pay登録が解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条（本特約の変更）

会員規約第126条第1項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。

別紙A 「楽Pay」特約定義集

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定された金額であって、特約リボルビング払いの毎月の約定支払額を定めるために用いられるものをいいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族会員をいいます。
(3)	特約ショッピングリボ残高	任意の時点における、楽Pay登録日までのショッピング利用により本人会員が負担するショッピングリボ残高（楽Pay登録後に支払方式がボーナス一括払いからリボルビング払いに変更されたことによるものを含みます。）と本サービス利用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽Payサービスが適用される本人会員をいいます。
(5)	特約リボルビング払い	毎月の約定支払日における支払額の算定方法につき、本特約に定められた内容によるものとするリボルビング払いをいいます。
(6)	本サービス利用代金等	楽Payサービス期間中に新たに負担した金銭債務のうち、ショッピング利用手数料の計算につき本特約に定められた内容によるものとして本特約に定められた金銭債務をいいます。
(7)	楽Payサービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビング払いとするとともに、本サービス利用代金等につき本特約に定められた内容によりショッピング利用手数料を計算することとするサービスをいいます。
(8)	楽Payサービス期間	楽Pay登録日の翌日以降本特約の定めにより楽Pay登録が解除される日の満了までをいいます。
(9)	楽Pay登録	本人会員が特約本人会員であることを当行のシステムに記録することをいいます。
(10)	楽Pay登録期間	楽Pay登録がされた時点から、本特約の定めに従い楽Pay登録が解除された時点までをいいます。

個人情報取扱いに関する同意条項

第1条（定義）

- 1 本同意条項において、個人情報情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該個人情報情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人情報情報機関とは、個人情報情報機関のうち株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が信用情報提供契約を締結している者、提携個人情報情報機関とは、加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関であって加盟個人情報情報機関以外の者をいいます。
- 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第2条（取引を遂行する目的での個人情報取扱い）

- 1 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。
 - (1)本契約
 - (2)ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約
 - (3)本人会員等と当行との間の本契約以外の契約
- 2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人情報情報機関から提供を受けた個人情報、第8条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
 - (1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
 - (2)本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の本人会員等の支払能力等に関する情報
 - (3)入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種類別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報

- (4)本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報
- (5)本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報
- (6)前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当行が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第3条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）

- 1 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第2条第2項第2号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。
 - (1)当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2)当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内
 - (3)当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内
- 2 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトにおいてご確認ください。
- 3 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第4条（個人信用情報機関）

- 1 当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページ アドレス
全国銀行個人 信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・ アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用 情報機構（JICC）	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構（JICC）は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

※そうごうパックL-30（プラス）の場合、株式会社シー・アイ・シー（CIC）は銀行が加盟する個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）と提携する個人信用情報機関となります。

- 2 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は、以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー (CIC) 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社シー・アイ・シー (CIC)

- 3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。
- 4 CICは、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記CICのホームページをご確認ください。

第5条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）

- 1 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1)本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため
 - (2)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため
 - (3)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため
- 2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報は、第7条(3)に定められた情報とします。
- 3 当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第6条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

- 1 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	加盟個人情報情報機関別の登録される期間		
	全国銀行個人 信用情報セン ター	株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本 信用情報機構 (JICC)
①本人を特定 するための 情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申 込に係る情 報	当行が個人信用 情報機関に照会 した日から1年 を超えない期間	当行が個人信用 情報機関に照会 した日から6ヵ 月間	照会日から6ヵ 月以内
③本契約また は本契約に 基づく契約 に関する客 観的取引事 実	契約期間中およ び契約終了日 (完済日)より 5年を超えない期 間	契約期間中およ び契約終了後5 年以内	契約継続中およ び契約終了後5 年以内(ただし、 債権譲渡の事実 に係る情報につ いては当該事実 の発生日から1 年以内)
④本契約また は本契約に 基づく契約 に係る債務 の支払を延 滞等した事 実	契約期間中およ び契約終了日 (完済日)より 5年を超えない期 間	契約期間中およ び契約終了後5 年間	契約継続中およ び契約終了後5 年以内

2 当行が加盟個人情報情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1)全国銀行個人情報情報センターに対して

情報の項目	具体例
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等
②本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実
③当行が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	
④官報情報	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等

(2)CICに対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別（申込区分）、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(3)JICCに対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②申込情報	照会日、申込商品種別等
③契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等

第7条（加盟個人情報情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）

本人会員等は加盟個人情報情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報（以下「信用情報」といいます。）を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。

(1)加盟個人情報情報機関が保有する信用情報

加盟個人情報情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①加盟事業者（当行を含みます。）から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第6条第2項に掲げられたものと同様です。

②加盟個人情報情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人情報情報機関に申告した情報または貸付自粛情報（本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報）が含まれます。

③加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)加盟個人情報情報機関による信用情報の利用

加盟個人情報情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人情報情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3)加盟個人情報情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

加盟個人情報情報機関は、信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(1)①）を、提携個人情報情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

第8条（機微情報の取扱い）

1 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。

2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。

(1)本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）に定める要配慮個人情報

(2)労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うこと

ができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合（当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6)機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合

(7)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合

(8)当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合

(9)機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

第9条（個人情報の公的機関等への提供）

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第10条（個人情報の株式会社百五カード・三菱UFJニコス株式会社への提供）

会員等は、当行が会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う株式会社百五カード・三菱UFJニコス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に対し、第2条第2項各号の個人情報を提供し、保証会社が本保証取引を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第11条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第15条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細について

お答えします。

- 2 会員等は、加盟個人情報情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人情報情報機関にご連絡ください。
- 3 当行の保有個人データまたは当行が加盟個人情報情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第12条（本同意条項に不同意の場合）

- 1 本人会員等が本同意条項第2条第1項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
- 2 本人会員等が第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。
- 3 本人会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条に定める同意につき、撤回することはできません。
- 4 本人会員等が第3条第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第13条（第3条第1項の同意の撤回）

- 1 本人会員等が、当行所定の手続きにより第3条第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等（当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第3条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
- 2 第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第15条記載のお問合せ窓口にお問合せください。
- 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当行は当該各号に定める限度で、第3条第1項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第3条第1項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第3条第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第3条第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第14条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

- 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第2条、第5条、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。
- 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。

第15条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・其他のご意見の申出につきましては下記当行カードセンターにご連絡ください。

なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社百五銀行 カードセンター

TEL 0120-899-105

〒514-0004

住所 三重県津市栄町3丁目123-1 栄町ビル

第16条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

105BESTIO 保証委託約款

〈第1章 一般条項〉

第1条（委託の範囲）

1. 申込人がクレジットカード「105BESTIO」の申込みを行うにあたり、株式会社百五カード（以下「保証会社」という。）に委託する保証の範囲は、105BESTIO 会員規約および規約に付帯する特約、規定等（以下「会員規約等」という。）に基づき申込人が株式会社百五銀行（以下「銀行」という。）に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象となりません。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 前項の保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 申込人が会員規約等の各条項に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、申込人に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 保証会社が求償権を行使する場合、申込人はこの約款の各条項のほか、会員規約等の各条項が適用されるものとします。

第3条（求償権）

申込人は、保証会社の申込人に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ①前条による保証会社の出捐額
- ②保証会社が弁済した翌日から年利14.0%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。ただし、①の金員のうち、ショッピングの支払い方式が、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの金銭債務の弁済金に対しては、弁済金に対し法定利率（%）×365÷366（小数点3位以下切捨て）とする。
- ③保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条（求償権の事前行使）

1. 申込人が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済の前に求償権を行使されても異議ありません。
 - ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - ②仮差押・差押もしくは競売の申請または破産手続開始・再生手続開始などの申立があったとき
 - ③調停（特定調停を含む）の申立を行ったとき
 - ④租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ⑤支払いを停止したとき
 - ⑥電子交換所の取引停止処分があったとき

- ⑦保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑧債務整理（弁護士介入等）を開始したとき
 - ⑨本約款第13条に該当したとき
 - ⑩その他債権保全のため必要と認められたとき
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、申込人は民法第461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条（中止・解約・終了）

1. 申込人が下記の各号の一つにでも該当したときは、保証会社はいつでもこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- ①原債務または保証会社に対する債務の不履行があったとき
 - ②信用情報機関の信用情報に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたとき
 - ③本約款第13条に該当したときまたは第13条に該当するにもかかわらず虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ④その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。
3. 申込人と銀行との間の105BESTIO取引契約が終了した場合は、申込人と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、申込人は保証会社が保証委託契約証書を申込人宛に返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第6条（通知義務）

1. 申込人は、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響がある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 保証会社から申込人の財産、経営、業況、収入等について求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社が申込人に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第7条（成年後見人等の届出）

1. 申込人は、その代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 申込人は、その代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
3. 申込人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届けるものとします。

4. 申込人は、その代理人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前四項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第8条（担保）

申込人は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を申立てないものとします。

第9条（充当の指定）

1. 申込人の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。
2. 申込人が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、申込人の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても異議ありません。

第10条（費用の負担）

申込人は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第11条（公正証書の作成）

申込人は、保証会社の請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第12条（管轄裁判所の合意）

申込人は、この保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかににかかわらず、保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 申込人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員（暴力団の構成員）、および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者
 - ⑨その他前各号に準ずる者
2. 申込人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準じる行為

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第14条（個人情報の取得・保有・利用）

1. 申込人は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を保証会社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。
 - ①保証委託契約申込時や契約成立後に申込人が届け出た、申込人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、申込人の属性に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）。
 - ②保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約の内容に関する事項
 - ③本約款に基づく保証委託取引状況・取引履歴、支払開始後の取引残高、取引明細、月々の返済状況、および電話等での問合せ等により知り得た情報。
 - ④本約款に基づく保証委託取引に関する申込人の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、申込人が申告した申込人の資産、負債、収入、支出、ならびに本約款に基づく保証委託契約以外の、申込人ととの契約における申込人のカードおよびローン等の利用・支払履歴。
 - ⑤申込人が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
 - ⑥申込人または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項
 - ⑧官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
2. 保証会社は、本約款に基づく保証委託契約に関する与信業務の一部または全部を保証会社の提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあります。
3. 保証会社は保証会社の事務（コンピュータ事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合も含む。）する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

第15条（個人情報の銀行等宛提供と利用）

申込人は、保証会社が第14条第1項に基づき取得した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行等に提供し、銀行等が与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第16条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 申込人は保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者、以下「加盟信用情報機関」と称します。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」と称します。）に照会し、申込人の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し申込人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり申込人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、保証会社が、申込人の本契約を含む保証会社との与信取引にかかる支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、その個人情報を利用することに同意します。但し、申込人の支払能力・返済能力に関する情報については、申込人の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、保証会社が利用することに同意します。
2. 申込人は、本約款に基づく保証委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社により加盟信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、申込人の支払能力・返済能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、利用されることに同意します。但し、申込人の支払能力・返済能力に関する情報は、申込人の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用されることに同意します。
3. 申込人は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報が、加盟信用情報機関および保証会社により、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されることに同意します。
4. 申込人は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要が本約款末尾に記載されていることを確認します。また、申込人は、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、保証会社が別途、書面により申込人に通知のうえ同意を得る手続きを行うことに異議ありません。
5. 前項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等その他本約款末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報であることに異議ありません。

第17条（個人情報の公的機関等への提供）

申込人は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む

保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第18条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込人は、保証会社、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。また、次のホームページにも知ることができます。
（百五カードホームページ <https://www.105card.co.jp/>）
 - ②加盟信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の加盟信用情報機関に連絡するものとします。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第19条（本約款第2章に不同意の場合）

申込人は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本約款第2章（変更後のものも含む）の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。

第20条（問い合わせ窓口）

申込人は、保証会社が利用している申込人の個人情報の、保証会社における利用に関するお問い合わせや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出は、本約款末尾記載の保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。

なお、保証会社が、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置していることを確認します。

第21条（本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合）

申込人は、本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第14条、第16条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに同意します。

第22条（条項の変更）

保証会社は、第2章に定める同意条項について法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈第3章 総則〉

第23条（約款の変更）

本約款を変更する場合、保証会社は、銀行所定の本支店の店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、本約款を変更できるものとします。この場合変更日以降も保証取引が継続している場合は、申込人が変更事項または新保証委託約款を承認したものとみなします。

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間]

	当行が提供する信用情報	登録の期間	
		株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	株式会社 日本信用情報機構 (JICC)
①	本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	
②	本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了日から5年以内	
③	上記、本契約に係る事実（債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合）	契約期間中および契約終了日から5年間	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]

名 称	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。		
株式会社 日本信用情報機構 (JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関の提携信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]

名 称	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用 情報センター (KSC)	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		

※加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であるKSCの加盟会員により利用される個人情報には上記登録情報のうち、「本契約の申込みに係る事実」および「本契約に係る事実」に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合があります。

[お問合せ・相談窓口]

名 称：株式会社百五カード お客様相談室
住 所：〒 514-0004
三重県津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル5階
電話番号：059-227-3151（代表）

以 上

総合口座当座貸越ローン ローン規定

〈第1章 一般条項〉

1 (取引方法)

- (1)本ローン規定は、「そうごうパックL-30 (プラス)」取引および「そうごうパックL-50」取引 (以下「この取引」という。) に適用されます。
- (2)この取引は、株式会社百五銀行 (以下「当行」という。) 本支店のうち1か店のみで行うことができるものとします。
- (3)この取引を行うに際しては、取引用口座 (以下「指定口座」という。) として総合口座を使用するものとし、本規定のほか総合口座取引規定の各条項に従うものとします。
- (4)この取引による当座貸越は、上記指定口座の普通預金に残高がない場合 (指定口座に、総合口座取引規定に定める貸越金の担保となる定期預金および国債等がある場合は、当座貸越の極度額を超える場合) に利用するものとします。
- (5)指定口座の普通預金に対し各種料金等の自動支払の請求があり、(4)に該当する場合は、この取引による当座貸越により借入れ、借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。
- (6)この取引は、指定口座の普通預金について発行されたキャッシュカードにより現金自動支払機を使用して借入れるほか、普通預金払戻請求書により借入れるものとします。この場合、キャッシュカード取引規定および総合口座取引規定に従うものとします。
- (7)この取引による貸越金がある場合に、指定口座に貸越金の担保となる定期預金および国債等を預け入れた (追加預け入れを含む) ときは、この取引による貸越金を総合口座の当座貸越極度額 (追加預け入れの場合は極度額の増加) の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱うものとします。
- (8)指定口座の貸越金の担保となっている定期預金および国債等を解約したことにより、総合口座取引による貸越金残高が総合口座の当座貸越極度額を超える場合、超える金額は後記4の貸越極度額の範囲内でこの取引の貸越金として取扱うものとします。

2 (取引期間)

- (1)この取引による当座貸越契約の有効期間は、この約定締結の日から1年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
- (2)当行が(1)の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、借主は直ちにこれに応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に報告するものとします。
- (3)期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。

- ①期間満了の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
- ②貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
- ③期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

3 (取引期間の年齢制限)

2(1)にかかわらず、この取引による当座貸越契約の有効期間は、借主の満71歳の誕生日が属する月の月末営業日までとします。その後の手続きは、2(3)と同様とします。

4 (貸越極度額)

- (1)この取引の貸越極度額は「契約書」記載の借入極度額のとおりとします。借主は貸越極度額の範囲内で繰返し借入れができます。なお、当行がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、この規定の各条項が適用されるものとします。その場合は当行から請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
- (2)当行は(1)にかかわらず、この取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合当行は変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。

5 (貸越金利息等)

- (1)この取引による貸越金利息（この取引のために当行が負担する株式会社百五カードおよび三菱UFJニコス株式会社（以下「保証会社」という。）の保証料相当金額を含む）は付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に所定の利率（当行所定の貸越利率に保証会社の保証料率を合算したもの）、方法により計算のうえ、指定口座の普通預金から引落としまたは貸越金元金に組入れるものとします。
- (2)当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14.0%（年365日の日割計算）とします。
- (3)金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は利率、及び損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

6 (返済方法)

- (1)この取引にもとづく貸越金は、指定口座の普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでのこの資金から除く。）があったときに、貸越金の残高に達するまで、貸越金の返済にあてるとします。なお、総合口座取引による貸越金がある場合には、この取引による貸越金から先に返済にあてるとします。
- (2)前記4に規定する貸越極度額を超えて貸越した場合において、指定口座の普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでのこの資金から除く。）があるときは、極度額を超える金額につき、当行は各種料金等の支払に優先してこの取引の返済にあてることができるものとします。

7 (諸費用の引き落とし)

この取引による当行の定める印紙代等の費用は、当行所定の日、方法により指定口座から普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書によらず引き落としできるものとします。

8 (期限前の全額返済義務)

(1)借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合に貸越元利金があるときは、当行からの通知、催告等がなくても貸越元利金の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。

①次のいずれかの事由に該当するとき。なお、この場合当行は、貸越を停止するものとします。

ア. 当行における給与振込または年金振込が停止し、今後の振込が見込めず、105BESTIO・百五カード(旧 百五DCカード)・百五JCBカードのいずれかの引落契約・五大公共料金および税金の口座振替契約が全て終了した場合

イ. 借主の満71歳の誕生日が属する月の月末営業日を経過した場合

②書面等による督促にもかかわらず、前記4に規定する貸越極度額を超えたまま2か月を経過したとき。

③保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

④預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

⑤借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届け出の住所に到達しなくなったとき。

⑥支払いを停止したとき、破産手続開始の申立もしくは再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを銀行が知ったとき、調停(特定調停を含む)の申立を行ったとき、もしくは、これらに準じた法的な手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを銀行が知ったとき。

⑦電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(2)借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合に貸越元利金があるときは、当行からの請求があり次第、貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。

①当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

②当行との取引約定の一つでも違反したとき。

③公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

④刑事上の訴追を受けたとき。

⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

9 (解約等)

(1)借主に前記8の(1)(2)各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。

(2)この取引が解約された場合に貸越元利金があるときは、

借主は直ちにそれらを支払うものとします。

10 (当行からの相殺、払戻充当)

- (1)借主がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は貸越元利金等と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限いかににかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- (2)(1)の相殺ができる場合には、当行は所定の手続を省略し、預金その他の諸預り金を払戻し、この取引の債務の返済にあてることができるものとします。
- (3)(1)または(2)によって相殺または払戻充当をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

11 (借主からの相殺)

- (1)借主は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2)(1)により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は、届出印を押印した当行所定の払戻請求書と共に直ちに当行に提出するものとします。
- (3)(1)によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

12 (債務の返済等にあてる順序)

- (1)この取引による債務のほかに当行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または前記10により当行から相殺または払戻充当をするときは、当行はどの債務の返済、相殺または払戻充当にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては借主は異議を述べることはできません。
- (2)①借主はこの取引による債務のほかに当行に対する他の債務がある場合に、前記11により借主から相殺するときは、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
 - ②①による指定がなかったときは、当行がどの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては借主は異議を述べることはできません。
- (3)(2)①の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとします。
- (4)(2)②または(3)によって当行が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

13 (危険負担、免責条項等)

- (1)当行に差し入れた契約書等が事変、災害等当行の責めに

帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は当行の請求により代りの証書等を差し入れるものとします。

- (2)この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った上でそれらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14 (届出事項の変更)

- (1)借主は氏名、住所、印章、電話番号その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって契約店に届出るものとします。
- (2)(1)の届出を怠ったため、当行に最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知、または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

15 (第三者による弁済)

借主は、当行が第三者から弁済の申出を受けた場合、借主の意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

16 (成年後見人等の届け出)

- (1)借主またはその代理人は、自身が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。借主またはその代理人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとします。
- (2)借主またはその代理人は、自身が家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも(1)(2)と同様に当行に届け出るものとします。
- (4)借主またはその代理人は、自身が(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届け出るものとします。
- (5)(1)から(4)の届出の前に生じた借主またはその代理人の損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

17 (取引規定の変更)

- (1)本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18 (報告・調査)

- (1)当行が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときには、借主は直ちに

これに応じるものとします。

- (2)借主は財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に報告するものとします。

19 (合意管轄)

借主はこの取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

20 (反社会的勢力の排除)

- (1)借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2)借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

- (3)借主が、暴力団員等もしくは(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行からの請求によって、借主はこの契約によって負担するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- (4)(3)の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

- (5)(3)の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

〈第2章 個人情報の取扱いに関する同意条項〉

21 (個人信用情報機関への登録等)

- (1)借主は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、転勤先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）、	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報	契約内容に関する情報等が登録されている期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等	
契約内容に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等	

返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
入金日、入金予定日、残高金額完済日、延滞、延滞解消等	
取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等	
申し込みの事実に係る情報	照会日から6か月以内
氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、並びに申込日及び申込商品種類等	

(2)借主は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

(3)前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当行ではできません）

①銀行が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

②同機関と提携する個人情報情報機関

株式会社シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

TEL 0570-666-414

以 上

無担保ローン 保証委託約款

〈第1章 一般条項〉

第1条（委託の範囲）

1. 申込人が株式会社百五カード（以下「保証会社」と称します。）に委託する保証の範囲は、株式会社百五銀行（以下「銀行」と称します。）から融資を受ける本ローンの借入金、利息、損害金、その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行等が融資を実行したとき（極度借入の場合は申込人が銀行と取引を開始したとき）に成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、申込人が保証会社および銀行との間に締結、同意している本ローンにかかわる約定書（契約書、差入書を含む）もしくは各種規定等の各条項によるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 申込人が銀行との間に締結、同意した金銭消費貸借契約、取引約定および各種規定等に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、申込人に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 保証会社が求償権を行使する場合、申込人はこの約款の各条項のほか、申込人が銀行との間に締結、同意した金銭消費貸借契約、取引約定および各種規定等の各条項が適用されるものとします。

第3条（求償権）

申込人は、保証会社の申込人に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ①前条による保証会社の出損額
- ②保証会社が弁済した日の翌日から年14.0%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金
- ③保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条（求償権の事前行使）

1. 申込人が下記各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - ②仮差押・差押もしくは競売の申請または破産手続開始・再生手続開始などの申立があったとき
 - ③調停（特定調停を含む）の申立を行ったとき
 - ④租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ⑤支払いを停止したとき
 - ⑥電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
 - ⑦保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑧債務整理（弁護士介入等）を開始したとき
 - ⑨本約款第15条に該当したとき
 - ⑩その他債権保全のため必要と認められたとき

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、申込人は民法第461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条（中止・解約・終了）

1. 申込人が下記の各号の一つにでも該当したときは、保証会社はいつでもこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
 - ①原債務または保証会社に対する債務の不履行があったとき
 - ②信用情報機関の信用情報に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたとき
 - ③本約款第15条に該当したときまたは第15条に該当するにもかかわらず虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ④その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社に負担をかけません。
3. 申込人と銀行との間の極度借入契約が終了した場合は、申込人と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、申込人は、保証会社が保証委託契約証書を申込人宛に返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第6条（通知義務）

1. 申込人は連帯保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面等をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 保証会社から申込人の財産、経営、業況、収入等について求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社が申込人は連帯保証人に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第7条（成年後見人等の届出）

1. 申込人は連帯保証人（申込人は連帯保証人の代理人を含む。以下同様とします）は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届けるものとします。
2. 申込人は連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届けるものとします。
3. 申込人は連帯保証人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届けるものとします。
4. 申込人は連帯保証人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。

5. 前四項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第8条（担保）

申込人は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申立てないものとします。

第9条（充当の指定）

1. 申込人または連帯保証人の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されて異議ありません。
2. 申込人または連帯保証人が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、申込人または連帯保証人の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても異議ありません。

第10条（費用の負担）

申込人は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第11条（連帯保証人）

連帯保証人は、本約款の各条項を承認のうえ、第3条ならびに第4条の求償債務、第10条の費用償還債務の一切について、申込人と連帯して履行責任を負います。

第12条（公正証書の作成）

申込人は保証会社の請求あるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第13条（管轄裁判所の合意）

申込人は、この保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかにかわらず、保証会社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条（団体信用生命保険不加入の確認）

申込人および連帯保証人は、被保証債務について銀行を契約者とする団体信用生命保険に加入しない場合、この団体信用生命保険が付保されないことを承認します。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 申込人および連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。

①暴力団

②暴力団員（暴力団の構成員）、および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等

⑥社会運動等標榜グロ

⑦特殊知能暴力集団等

⑧前各号の共生者

⑨その他前各号に準ずる者

2. 申込者および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第16条（個人情報の取得・保有・利用）

1. 申込者および連帯保証人（予定者を含む。以下同じ）は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を保証会社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。
- ①保証委託契約申込時や契約成立後に申込者および連帯保証人が届け出た、申込者および連帯保証人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、申込者および連帯保証人の属性に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）。②保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約の内容に関する事項
 - ③本約款に基づく保証委託取引状況・取引履歴、支払開始後の取引残高、取引明細、月々の返済状況、および電話等での問合せ等により知り得た情報。
 - ④本約款に基づく保証委託取引に関する申込者および連帯保証人の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、申込者および連帯保証人が申告した申込者および連帯保証人の資産、負債、収入、支出、ならびに本約款に基づく保証委託契約以外の申込者および連帯保証人との契約における申込者および連帯保証人のカードおよびローン等の利用・支払履歴。
 - ⑤申込者および連帯保証人が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項
 - ⑥申込者および連帯保証人または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項
 - ⑧官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
2. 保証会社は、本約款に基づく保証委託契約に関する与信業務の一部または全部を保証会社の提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあります。

3. 保証会社は保証会社の事務（コンピュータ事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合も含む。）する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

第16条の2（個人情報の銀行宛提供と利用）

申込人および連帯保証人は、保証会社が第16条第1項に基づき取得した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行等に提供し、銀行等が与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第16条の3（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等）

1. 申込人および連帯保証人は保証会社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」と称します。）に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」と称します。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。

(1) 申込人および連帯保証人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」と称します。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」と称します。）に提供し、申込人および連帯保証人に関する信用情報をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に申込人および連帯保証人の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、申込人および連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3) 保証会社が申込人および連帯保証人の本件保証に関する信用情報である個人情報（本約款末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」と称します。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用することおよび加盟事業者に提供すること。

① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。

ア. (3)により、保証会社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ. ③に基づく信用情報の提供

②加盟個人情報情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ. ③に基づく信用情報の提供

③加盟個人情報情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報情報機関をつうじて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。

(5)申込人および連帯保証人は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報、加盟信用情報機関および保証会社により、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されること。

2. 申込人および連帯保証人は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要が本約款末尾に記載されていることを確認します。また、申込人および連帯保証人は、保証会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、保証会社が、別途、書面により申込人および連帯保証人に通知のうえ同意を得る手続きを行うことに異議ありません。

第16条の4（個人情報の公的機関等への提供）

申込人および連帯保証人は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第16条の5（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込人および連帯保証人は、保証会社、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室へ連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。また、次のホームページにても知ることができます。

[百五カードホームページ <https://www.105card.co.jp/>]

②加盟信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の加盟信用情報機関に連絡するものとします。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第16条の6（本約款第2章に不同意の場合）

申込人および連帯保証人は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本約款第2章（変更後のものも含む）の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。

第16条の7（問い合わせ窓口）

申込人および連帯保証人は、保証会社が利用している申込人および連帯保証人の個人情報の、保証会社における利用に関するお問い合わせや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出は、本約款末尾記載の保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。

なお、保証会社が、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置していることを確認します。

第16条の8（本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合）

申込人および連帯保証人は、本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第16条、第16条の3第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに同意します。

第16条の9（条項の変更）

保証会社は、第2章に定める同意条項について法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈第3章 総 則〉

第17条（約款の変更）

本約款を変更する場合、保証会社は、銀行所定の本支店の店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、本約款を変更できるものとします。この場合変更日以降も保証取引が継続している場合は、申込人が変更事項または新保証委託約款を承認したものとみなします。

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間]

	登録情報	登録の期間	
		株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	株式会社 日本信用情報機構 (JICC)
①	本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②	本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
③	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日から5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④	本契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]

名 称	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。		
株式会社 日本信用情報機構 (JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		

[株式会社百五カードの加盟信用情報機関の提携信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]

名 称	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用 情報センター (KSC)	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		

※加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であるKSCの加盟会員により利用される個人情報に上記登録情報のうち、①の「本人を特定するための情報」および④の「本契約に係る債務の支払を延滞等した事実」となります。

[お問合せ・相談窓口]

名 称：株式会社百五カード お客様相談室
住 所：〒 514-0004
三重県津市栄町3-123-1 栄町ビル5階
電話番号：059-227-3151（代表）

保証委託契約規定

借主は、次の各条項を承認のうえ、借主が株式会社百五銀行（以下、「甲」という。）との「総合口座当座貸越ローン ローン規定」（以下、「ローン規定」といい、同規定に係る契約を「当座貸越契約」という。）にもとづいて甲に対して負担する債務についての保証を三菱UFJニコス株式会社（以下、「乙」という。）に委託します。

又、借主と甲との間の当座貸越契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

第1条（保証委託の範囲）

1. 借主が乙に委託する保証の範囲は甲に別途差入れるローン規定の各条項にもとづき借主が甲に対し負担する当座貸越元金、利息、損害金その他いっさいの債務（以下「被保証債務」という。）の全額とします。
2. 前項の保証は、乙が保証を適当と認め保証決定をなし、これにもとづいて借主が甲と当座貸越契約に係る取引を開始したときに成立するものとします。
3. 被保証債務の内容は、当座貸越契約（これに附帯するローン規定を含む。）の各条項によるものとします。

第2条（保証の解約等）

借主は、借主と甲との間の当座貸越契約に定める取引期間満了前においても、被保証債務又は乙に対する債務の不履行など乙が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合、又は借主が第10条（反社会的勢力の排除）各項の表明及び確約に違反した場合は、乙において次の措置をとることがあっても異議を申し出ません。

- (1) 甲に対し当座貸越契約に係る貸越極度額の減額を申し入れること。
- (2) 甲に対し当座貸越契約にもとづく借主への貸越の中止を申し入れること。
- (3) 本契約を解約すること。

第3条（担保の提供）

借主の資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、借主は、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差し入れます。また、連帯保証人の資力及び信用等、又は差し入れた担保の価値に著しい変動が生じたときも、同様とします。

第4条（代位弁済）

1. 借主は、借主が甲に対する債務の履行を遅滞したため、又は甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙が借主に対して何ら通知、催告を要せず、甲に対し、被保証債務の全部又は一部を弁済することに同意します。また、履行の方法、金額等については甲乙間の約定にもとづくことを確認します。
2. 借主は、乙が前項の弁済によって甲に代位して行う権利の行使に関して、借主が甲との間で締結する当座貸越契約のほか、本規定の各条項が適用されることに同意します。

第5条（求償権の範囲）

乙が前条により代位弁済したときは、借主は、乙に対しそ

の弁済額、弁済に要した費用及びこれらに対する弁済の日の翌日から完済する日までの年14.4%の割合（日割計算とし、閏年は1年を366日とする。）による遅延損害金並びにこれらの金額を請求するために要した費用を支払います。

第6条（求償権の事前行使）

1. 借主について次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、代位弁済前であっても通知催告を要せず、何ら担保の提供をすることなく、借主に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、借主は、直ちにこれを支払うものとします。ただし、借主が既に被保証債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。
 - (1)ローン規定8（期限前の全額返済義務）第1項各号又は第2項各号の一つにでも該当したとき
 - (2)本規定第10条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等、テロリスト等もしくは同項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項もしくは第2項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき
 - (3)乙に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき
2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法461条にもとづく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第7条（弁済の充当順序）

借主の弁済額が本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が借主の利益を踏まえて適当と判断する順序、方法により充当できます。なお、借主が乙に対し、本契約にもとづく求償債務のほかには他の債務を負担している場合に、借主の弁済額が債務総額を消滅させるに足りないときも同様とします。

第8条（調査、報告）

1. 借主は、借主の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、その指示に従います。
2. 借主が前項の通知を怠ったため、乙が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
3. 乙から請求があったときは、財産、経営等に関して直ちに乙に対して報告し乙の指示に従います。
4. 借主は、本規定第6条第1項各号に該当したときその他借主の財産、経営、業況等もしくは担保の状況について重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、乙に対して、遅滞なく報告します。
5. 乙が借主について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第9条（費用の負担）

乙が本規定第4条又は第6条により取得した権利の保全もしくは行使に要した費用及び本契約から生じたいっさいの費用は借主が負担します。この費用には訴訟費用及び弁護

士費用を含みます。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1)暴力団員等又はテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等又はテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等又はテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等又はテロリスト等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等又はテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

第11条（保証委託の期間）

本契約にもとづく保証委託の期間は、借主が甲との間に締結した当座貸越契約の取引期間と同一としますが、同契約の取引期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長されます。ただし、借主の年齢が甲と乙の定めた取引上限年齢に到達した日から最初に到来する期間満了日を超えて本契約の更新はしないものとします。

第12条（本規定の変更）

本規定は、民法第548条の4の規定により変更することがあります。民法第548条の4の規定により本規定を変更する場合には、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期を、甲の店頭表示、又は甲のホームページでの掲載、その他相当の方法で公表し、公表の際定める適用開始日から適用されるものとします。

第13条（準拠法、管轄の合意）

1. 借主及び連帯保証人（担保提供者を含む。）と乙は、本契約に係る準拠法を日本法とすることに合意します。
2. 本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわ

らず、借主の住所地及び乙の本社・各支店・営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

105BESTIO KIPS 会員特約

〈第1章 一般条項〉

第1条（本特約の目的）

本特約は、近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄 GHD」といいます。）および株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が提携して発行する「105BESTIO KIPS」（以下「本カード」といいます。）の発行条件および取扱内容等について定めるものです。

第2条（会員）

1. 本カードの会員（以下「会員」といいます。）とは、本特約および105BESTIO 会員規約・105BESTIO 一体型カード規定を承認のうえ、本カードの発行を申込み、近鉄 GHDおよび当行（以下総称して「両社」といいます。）が入会を認めた方をいい、105BESTIO 会員規約に定める本人会員と家族会員とがあります。
2. 会員は、近鉄 GHDが提供する所定の近鉄グループ特典（以下「KIPS 特典」といいます。）を受ける資格（以下「KIPS 会員資格」といいます。）を有するものとします。
3. 本カードについて、近鉄 GHDはKIPS 特典を、当行は本特約および105BESTIO 会員規約・105BESTIO 一体型カード規定に定めるクレジットカードサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）をそれぞれ会員に提供します。
4. 本カードのお申し込みは、個人の方のみとします。また、お申し込みは当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
5. 本カードのクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。

第3条（本カードの貸与・回収）

1. 本カードの所有権は、両社に帰属し、会員に貸与するものとします。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを管理するものとします。また、会員は本カードを会員ご本人のみにおいて利用するものとし、本カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。
3. 両社またはそのいずれかから本カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本カードを返却するものとします。

第4条（本カードの作成および交付）

1. 両社は本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても、両社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
2. 本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場

合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続によるものとします。

第5条（年会費）

会員は、当行所定の年会費を105BESTIO 会員規約に定める方法により支払うものとします。なお、お支払済みの年会費は、年度途中で退会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。

第6条（会員資格の喪失）

会員が、105BESTIO 会員規約により会員資格を取り消された場合、自動的にKIPS 会員資格を喪失するものとします。

第7条（本特約の改定）

1. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、105BESTIO 会員規約・105BESTIO 一体型カード規定その他当行の定める規定を適用するものとします。

〈第2章 個人情報に関する条項〉

第8条（個人情報の利用に関する同意）

1. 会員および入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）は、当行が保護措置を講じたうえで、近鉄 GHDに対し下記の個人情報を提供し、近鉄 GHDが下記の目的で利用することに同意するものとします。

〔利用目的〕

- (1)本カードの発行または会員の管理のため
- (2)本カードに関するサービスの提供のため
- (3)法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- (4)商品、サービスの案内のため
- (5)商品開発のため
- (6)会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため

〔提供・利用する個人情報〕

- (1)申込書記載事項（信用情報を除きます。）および会員が105BESTIO 会員規約・105BESTIO 一体型カード規定に基づき届け出た情報
 - (2)会員のクレジットカード利用情報
 - (3)本カードの申込みにより発行されるクレジットカード会員番号・有効期限および変更後のクレジットカード会員番号・有効期限
 - (4)クレジットカード会員番号が無効となった事実（ただし、その理由を除きます。）
 - (5)本カードの会員資格を喪失した事実（ただし、その理由を除きます。）
2. 会員は、近鉄グループ企業のうち会員の個人情報を利用する企業（以下「会員情報利用企業」といいます。）が、それぞれの正当な事業活動の範囲内で、前項の利用目的 (2) および (4) により行う会員向け特典の提供および会員に対する宣伝物や印刷物等の送付など営業案内等のため、前項に定める個人情報を共同利用することに同意します。なお、

会員は、営業案内等を希望しない場合には、クレジットカード、ご利用代金明細書およびこれに同封されるご案内などを除き、会員情報利用企業に対し、その中止を申し出ることができます。

3. 会員情報利用企業の名称・事業内容・住所・電話番号は、ホームページ (<https://www.kintetsu.co.jp/group/Kips/>) でご確認ください。
4. 第2項に定める共同利用における個人情報の管理について責任を有する者は、近鉄 GHDとします。近鉄 GHDの住所および電話番号は、本特約の末尾に記載しております。
5. 当行は、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本特約第2章の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや、退会手续をとることがあります。ただし、当行または会員情報利用企業の宣伝物や印刷物等の送付など営業案内等のための利用を承認できない場合に、これを理由に入会をお断りすることや、退会手续をとることはありません。
6. 会員情報利用企業は、会員の情報を厳正に管理し、個人情報保護に十分な注意を払うとともに、本特約に定める目的以外には利用しないものとします。
7. 会員情報利用企業が共同利用する会員情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問合せは、本特約の末尾に記載の KIPS コールセンターまで連絡するものとします。

第9条（業務委託先への預託に関する同意）

会員は、会員情報利用企業が第8条第2項に掲げる目的のため、個人情報について保護措置を講じたうえで、業務の全部または一部を第三者に委託する場合があることをあらかじめ同意するものとします。

特約末尾記載事項

1. お問合せ窓口

本特約に関する会員情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問合せは、下記までお願いします。

KIPS コールセンター

TEL 0570-020-383（有料 / 携帯電話可）

（10:00～18:00 土・日・祝日・年末年始休）

2. 個人情報の共同利用における管理に責任を有する者

近鉄グループホールディングス株式会社

〒 543-8585 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

TEL 06-6775-3555

以 上

PiTaPa 会員規約

〈第1部 カードの基本条項〉

第1条（本会員）

1. 本会員とは、本規約を承諾のうえ、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という）にPiTaPaカード（以下「カード」という）の入会申込みをされ、スルッとと三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といい、スルッとと三井住友をあわせて「両社」という）が入会を認めた個人の方をいいます。なお、両社が入会を認めた日をもって本規約による契約の成立日とします。
2. 本会員は、スルッとが本会員用に発行したカードを利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。
3. 本会員は、本規約の内容を遵守するものとします。本会員は、本規約の内容を遵守しなかったことによる両社の損害を賠償するものとします。

第2条（家族会員）

1. 家族会員とは、本会員がカード利用により生じる全ての責任を負うことを承諾した家族（これを本条第4項において、「家族会員の前提条件」という）で、カードの入会申込みをされ、両社が入会を認めた方をいいます。ただし、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。
2. 家族会員は、家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」という）の利用内容・利用状況等について、本会員に通知することを予め承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。
4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する家族会員の前提条件を喪失した場合あるいは家族会員の前提条件がないことが判明した場合は、第15条の定めに基づいて家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとし、スルッとはこの申出に基づいて当該カードの利用中止の手続きを行うものとします。本会員は、この手続き完了以前に当該家族会員であった者のカード利用により生じる全ての責任が消滅したことを、スルッとに対して主張することはできません。

第3条（カードの発行と種類等）

1. スルッととは、本会員および家族会員（以下本会員および家族会員を総称して「会員」という）に対し、次項に定める区分に応じ、氏名・会員番号・有効期限等を印字したカードをそれぞれ発行し、貸与します。なお、スルッとが適当と認めた場合には、会員番号・有効期限等の一部の印字を省略する場合があります。
2. スルッととは、家族会員に対し、次の区分に応じそれぞれ次に定める種類の家族カードを発行します。
(1)原則として満18歳以上の家族会員：一般家族カード（高校生を除く）

(2)原則として満12歳以上満18歳未満の家族会員（中学生または高校生の家族会員）：ジュニアカード

(3)原則として満6歳以上満12歳未満の家族会員（小学生の家族会員）：キッズカード

3. カードの所有権はスルッとに属します。カードは、カードに印字された会員本人以外の他人に貸与・譲渡・質入・寄託したり、担保提供に使用したりすることはできません。また、会員は、現金化を目的とした商品・サービスの購入や、現行紙幣・貨幣の購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
4. 会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。また、会員は、カードの改変およびカードへのシール等の貼り付けを行ってはなりません。
5. カードの使用・保管・管理に際して、会員が前各項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、本会員は、そのすべての責を負うものとします。
6. 会員は、カードの取引を行う目的を「生計費決済」と「事業費決済」から選択（複数選択可）するものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、スルッとが指定するものとし、カードに記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2ヵ月前までに退会の申出がなく、スルッとが引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。この場合、有効期限が経過したカードに貯えられたバリュー（第23条第1項第2号で規定する。以下同じ）は、第36条第1項に準じて、返金されます。
3. カード利用（有効期限経過後の利用を含む）による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第5条（カードの暗証番号）

スルッとは、カードの暗証番号を入会申込書からの登録または自動採番により登録します。

第6条（カードの維持管理料）

本会員は、会員が毎年入会月の翌月1日から翌年の入会月末日までの1年間（ただし入会初年度は入会日から翌年の入会月末日までの期間）に一度もカードの利用またはIC定期券の購入を行わなかった場合（第28条第1項第1号にて規定するチャージはカードの利用に含まない）、当該期間にかかる会員1名あたりの所定の維持管理料を年一回スルッとに支払うものとします。なお、支払われた維持管理料はスルッとの責に帰す事由を除き返還しません。

第7条（カードにかかる業務）

1. 会員は、三井住友が、カードにかかる次の業務を行うことに同意するものとします。なお、三井住友は、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
 - (1)会員の資格審査および入会審査の承認に関わる業務
 - (2)与信業務（審査業務および途上与信を含む）および債権管理業務（立替払い業務を含む）等のために行う、第41条で規定する信用情報機関への照会・登録に関わる業務
 - (3)カード利用枠の設定に関わる業務

(4)カード利用代金および手数料等の金額の通知および口座振替、代金の支払督促・回収およびカード回収に関わる業務

(5)その他前各号の業務に付随する業務

2. 両社は、前項の業務の範囲を追加、変更することがあります。

3. 会員は、スルッとが次の事業者に対してスルッとの業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）を委託することに同意するものとします。

(1)スルッととカード契約を有するスルッとKANSAI協議会加盟の交通事業者（以下「加盟社局」という）

(2)スルッとと第23条第1項第1号に定めるポストペイによる決済契約を有する交通事業者（以下前号に定める「加盟社局」とあわせて「加盟社局等」という）

(3)スルッとと相互利用契約を有する交通事業者（以下「相互利用先」という）

第8条（紛失・盗難）

1. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨をスルッとに通知し、最寄の警察署に届け出るものとします。

スルッとへの通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

2. カードの紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により、カードまたは未使用のバリューが他人により不正利用等され損害が生じた場合でも、両社は一切の責任を負わないものとします。

3. スルッとは、カードが第三者によって拾得される等スルッとが認識した事由に起因して不正利用の可能性があると判断した場合、スルッとの任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾します。

第9条（会員保障制度）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、スルッとは会員が紛失・盗難により他人にカードを不正利用された場合、前条第1項のスルッとへの届出がなされた日以降は、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害を補填します。

2. 次の場合は、スルッとは補填の責を負いません。

(1)会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害

(2)損害の発生が保障期間外の場合

(3)会員の家族・同居人等およびスルッとから送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合

(4)会員が本条第3項の義務を怠った場合

(5)紛失・盗難または被害状況の届出が虚偽であった場合

(6)暗証番号の入力を伴う取引についての損害

(7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

(8)その他本規約に違反したことに起因する損害

3. 本会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内にスルッとが損害の補填に必要なと認める書類をスルッとに提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

第10条（カードの再製・再発行）

スルッとは、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合に

は、会員がスルッと所定の手続きを行い、スルッとが適当と認めた場合に限り、カードを再製・再発行します。この場合本会員は、スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払うものとします。

第11条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所・決済口座・職業・勤務先等スルッとへ届け出た事項に変更が生じた場合、会員は遅滞なく所定の用紙の提出または電話による連絡等、所定の方法により変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは除きます。
3. 会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、会員がいずれかのカードに関して届け出た変更事項は他のカードについても届け出たものとします。
4. 会員は、カード発行後も、両社が本人確認および取引に関連する事項の確認を求めた場合、これに従うものとします。

第12条（付帯サービス）

1. 会員は、カードに付帯して提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途スルッと所定の方法（ホームページ等）により公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合にはそれに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、スルッとが必要と認めた場合には、スルッとが付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。

第13条（会員資格の取消）

1. 両社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他両社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)カードの申込みに際し氏名、住所、勤務先、家族構成等、会員の特定・信用状況の判断にかかる事実について虚偽の申告をした場合
 - (2)カード利用代金等、スルッとまたは三井住友に対する債務の履行を怠った場合
 - (3)本規約に基づく債務につき期限の利益を喪失した場合
 - (4)現金化を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当、もしくは不審があると両社が判断した場合
 - (5)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (6)会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、前各号に定める場合のいずれかと同様の事由に該当した

とき

(7)本規約のいずれかに違反した場合

(8)会員が、自らまたは第三者を利用して、両社のいずれかに対して暴力的な行為、脅迫的な言動、またはその業務を妨害する等の反社会的な行為があった場合

(9)本会員が第46条の表明・確約に違反した場合

(10)会員が、第46条第2項に規定する暴力団等もしくは同項各号のいずれかに該当し、または同条第3項各号に該当する行為をした場合

(11)届出の住所宛に送付したカードが不着となり、一定期間経過後も本会員へのカード到着が不可能な状態にあると両社が判断した場合

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 本会員は、会員資格を取り消されたときは、スルッとからの求めに応じて、速やかにカードをスルッとに返還するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
4. 両社は、会員資格の取消を行なった場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟社局等、スルッとと加盟店契約を有する個人または法人（以下「一般加盟店」という）および相互利用先を通じてカードの返還を求めることができるものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1)仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - (3)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
2. 本会員は、スルッとまたは三井住友に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第13条の規定により会員資格を取り消された場合、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、スルッとまたは三井住友の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1)スルッとまたは三井住友が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他の処分を行ったとき
 - (2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (3)本会員の信用状態が悪化したとき
4. 本会員は、前3項の債務を支払う場合には、三井住友が適当もしくは必要と認めた場合は、第36条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。

第15条（退会）

1. 本会員は、退会する場合、第47条第1項記載の窓口へ連絡

することを含む、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。

2. 第3条第2項第1号に規定する一般家族カードを保有する家族会員のみが退会する場合は、本会員または当該家族会員が、第47条第1項記載の窓口へ連絡することを含む、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとしします。
3. 第3条第2項第2号に規定するジュニアカード、同第3号に規定するキッズカードを保有する家族会員のみが退会する場合は、本会員が、第47条第1項記載の窓口へ連絡することを含む、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとしします。
4. 会員が退会する場合は、第36条第3項に定めるバリュー払戻手数料を支払うものとしします。

第16条（費用の負担）

本規約に基づく費用・各種手数料等に課される消費税その他の租税公課、印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて本会員の負担とします。

第17条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき三井住友に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、三井住友が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとしします。

第18条（遅延損害金）

1. 本会員が、三井住友に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、別に定める本規約附則第3条に規定する遅延損害金を三井住友に支払うものとしします。
2. 前項にかかわらず、本会員が、スルッとが直接にご利用分を請求するカード（以下「附則対象カード」という）以外のカードを貸与されており、スルッとと提携してカードを発行する会社（以下「提携先」という）および提携先と契約するクレジット会社（以下「提携先クレジット会社」という）に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、提携先および提携先クレジット会社の規定に則り、遅延損害金を支払うものとしします。

第19条（各種手数料・利率の変更）

本規約に定める所定の各種手数料・利率は、次条の規定を準用することにより、変更することができるものとしします。

第20条（規約の変更、承諾）

1. 本規約については、法令の定めにより変更することができる場合には、当該法令に定める手続きによる変更ができるものとしします。
2. 前項に定めるほか、スルッとから本規約の変更内容を通知または公表した後、または新会員規約を送付した後に、カードを利用したときは、会員は変更内容または新会員規約を承諾したものとみなします。
3. 前2項の規定は、本規約に関連するすべての附則、特約等

の変更について準用するものとします。

第21条（準拠法）

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員とスルッとまたは三井住友との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地または、訴訟の相手方となる会社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

〈第2部 カード利用条項〉

第23条（カードの機能）

1. カードには、以下の機能の全部または一部があります。
 - (1) 1 ヶ月の利用（オートチャージによる自動積増機能（第28条第1項(2)に規定する。以下同じ）の利用を含む）状況を月毎に集計し、後日、会員の指定口座から口座振替等の方法によりお支払いできる機能（以下「ポストペイ」という）
 - (2) 予めカード内に貯えられた電子的金額（以下「バリュー」という）の範囲内で利用できる機能（以下「プリペイド」という）
2. 前項に定める1 ヶ月の起算、終了時刻および1日の起算、終了時刻については原則、以下のとおりとします。
 - (1) 1 ヶ月の売上集計対象期間は、当月1日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌月1日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）
 - (2) 1日の売上集計対象期間は、当日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）また、(1)に関して、三井住友の月次売上集計処理までに、加盟社局等ならびに一般加盟店より三井住友が受信した利用を月次売上集計の対象取引とします。なお、通信障害等やむを得ない事情により、月次売上集計処理までに受信できなかった場合は、当該利用を利用月の翌月以降の売上集計の対象取引として取り扱います。

第24条（カードの利用）

1. カードは、以下の利用ができるものとします。
 - (1) 加盟社局等における乗車券等の交通乗車証票としての利用
 - (2) 相互利用先における乗車券等の交通乗車証票としての利用
 - (3) 一般加盟店における商品または権利の購入、あるいは役務の提供等の決済手段としての利用
 - (4) 加盟社局における定期乗車券サービスを搭載したIC定期券としての利用
2. 加盟社局等および相互利用先については別途スルッとが、公表するものとします。
3. 加盟社局等および相互利用先は、利用路線および区間（以下「利用エリア」という）を定めるものとし、会員はその利用エリアを越えての利用はできないものとします。なお、

利用エリア内の路線や区間であっても、ご利用いただけない場合（IC定期券と磁気定期券の併用不可等）があります。

4. 第1項第1号、第2号および第4号の場合、会員は、加盟社局等または相互利用先が定める旅客営業規則、運送約款、IC証票に関する個人情報取扱規程、カードに関する取扱規則等（以下「運送約款等」という）を遵守するものとします。なお、加盟社局等の運送約款等は、当該加盟社局等が指定する駅窓口等で閲覧できるものとします。

第25条（ポストペイ機能による交通利用）

1. 会員は、ポストペイによる交通乗車証票としての利用が可能な加盟社局等において、自動改札機、車載機（以下「交通機器」という）で所定の手続きを行うことにより、当該加盟社局等の旅客運賃について、ポストペイにより支払うことができます。また、オートチャージされた金額は全てポストペイによる支払いとなります。
2. 会員は、定期乗車券サービスを搭載したIC定期券としての利用が可能な加盟社局において、当該社局のIC定期券を購入し、カードにIC定期券を搭載させた場合、交通機器で所定の手続きを行うことにより、当該社局の定期乗車券による運送等のサービスを受けることができます。

第26条（プリペイドによる交通利用）

会員は、プリペイドによる交通乗車証票としての利用が可能な加盟社局・相互利用先の交通機器を用いて、バリューの範囲内でカードによる処理を行うことにより、運送等のサービスを受けることができます。

第27条（運賃割引サービス）

1. 会員は、運賃割引サービスを実施している加盟社局等の旅客運賃等をポストペイ機能により支払う場合には、加盟社局等の定める運送約款等に基づき運賃割引サービスの適用を受けることができます。なお、運賃割引サービスの内容は、加盟社局等により異なります。
2. 会員は、加盟社局等の列車運行不能（振替輸送・代行輸送等の手段を講じた場合も含む）等ならびに両社および加盟社局等における機器の異常等により、会員が当該運賃割引サービスの適用を受けることができなくなることについて、両社および加盟社局等は一切責任を負わないことを予め承諾するものとします。

第28条（チャージの方法）

1. 会員は、次の方法によりカード内のバリューを積み増す（以下「チャージ」という）ことができます。
 - (1) 会員が、現金積増機能を有する機器等で所定の手続きを行い現金を支払うことによりチャージする方法（現金チャージ）
 - (2) 会員が、スルッと所定の申込みに基づき、自動積増機能を有する交通機器を利用する際に、バリュー残額が一定金額以下であった場合において、自動的に別途定める金額をチャージし、チャージした全額をポストペイにより決済する方法（オートチャージ）
2. 会員がスルッとからカードの貸与を受けた当初のバリューは0円とします。
3. カードにチャージできるバリューの上限は、2万円としま

す。なお、第36条の場合を除き、バリュー残額のみを払い戻すことはできないものとします。

4. 現金積増機能および自動積増機能を利用できる加盟社局および相互利用先は、スルッとが別途定めるものとします。

第29条（無効および回収）

カードを交通乗車証票およびIC定期券として利用する場合において、会員が運送約款等に違反したときは、加盟社局等および相互利用先は会員が利用したまたは利用しようとしたカードを無効として回収することができるものとします。この場合、会員は異議なくこれに応じるものとします。

第30条（ポストペイ機能によるショッピング利用）

1. 会員は、一般加盟店において所定の手続きを行うことにより、カードを決済手段として、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という）。両社は、ショッピング利用にかかる1日あたりのポストペイ利用枠を設定することができるものとします。
2. 会員のカード利用に際して、利用金額、購入する商品または権利、あるいは提供を受ける役務によっては両社の承認が必要となります。この場合、会員は、一般加盟店が両社に対してカード利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。その際、両社が会員本人のご利用であることを確認させていただくことがあります。
3. 両社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合は、または約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合には、カード利用をお断りすることがあります。また、回数券・貴金属・金券類等の一部の商品については、カード利用を制限させていただくことがあります。

第31条（ポストペイの利用枠）

1. カードのポストペイ利用枠（交通利用枠、ショッピング利用枠、IC定期券購入枠）は、両社が定めた金額とし本会員に通知します。
2. 本条に定めるポストペイ利用枠は、本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、および両社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
3. 本条に定めるポストペイ利用枠は、両社が適当と認めた場合には、増額することができるものとします。
4. 第2条で規定する家族会員がある場合は、家族会員にかかるポストペイ利用枠についても、これを本会員ポストペイ利用枠に含み、本条を適用します。

第31条の2（ポストペイの利用額）

カードのポストペイ利用額はポストペイ利用枠の範囲内とし、毎月1日から毎月末日までの会員の交通利用、ショッピング利用、およびIC定期券購入等の代金をカードのポストペイ利用額の未決済残高として管理されるものとし、本会員はその支払いの責を負うものとします。

第32条（立替払いの承諾等）

1. 本会員は、次の債権について、本会員に代わってスルッとが加盟社局等、一般加盟店へ立替払いを行い、当該立替払いによりスルッとが取得する本会員への債権について、三井住友がスルッとへ立替払いを行うことを、承諾するもの

とします。

- (1) 会員が、加盟社局等において交通利用をポストペイ利用により受けた際、または加盟社局からIC定期券をポストペイにより購入した際に取得する、加盟社局等の本会員に対する売掛金債権等
- (2) 会員が、一般加盟店において商品または権利の購入または役務の提供等をポストペイ利用により受けた際に取得する、一般加盟店の本会員に対する売掛金債権等
2. 本会員は、次の各号の債権について、会員に代わって三井住友がスルッとへ立替払いすることを承諾するものとします。
 - (1) 第6条に規定する維持管理料
 - (2) 第10条に規定するカード再製・再発行手数料
 - (3) 第25条に規定するオートチャージ額
 - (4) 第36条第3項に規定するバリュー払戻手数料
 - (5) 第37条に規定するご利用代金通知書送料
 - (6) その他本規約に基づきスルッとが別途定める手数料
3. 前2項の立替払いに基づき、本会員は、三井住友に対し、前2項に掲げる債権相当額の支払債務を負担するものとします。
4. 商品の所有権は、本会員に代わってスルッとが一般加盟店へ立替払いすることによりスルッとに移転し、三井住友がスルッとに立替払いすることにより三井住友に移転すること、および前項の債務の完済まで三井住友に留保されることを、会員は予め異議なく承諾するものとします。
5. カードの利用による取引上の紛議は、会員と、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先において解決するものとします。また、カードの利用により加盟社局等、一般加盟店および相互利用先と取引した後に加盟社局等、一般加盟店および相互利用先との合意によってこれを解除、取消等する場合は、その代金の精算についてはスルッと所定の方法によるものとします。
6. 会員は、カード利用にかかる債権の特定と内容確認のため、交通利用、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等の内容およびそれに関する情報が、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先から両社に取得されることを承諾するものとします。

第33条（カード利用の制限等）

1. スルッとは、会員のカードの利用状況または利用代金の支払状況等によっては、ポストペイによる交通乗車証票としての機能、ショッピング利用およびIC定期券の全部またはいずれかの利用を一時的に制限あるいはカードの利用停止、もしくは加盟社局等、一般加盟店および相互利用先を通じてカードの回収を行うことができます。
2. 前項に基づき、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先からカード回収の要請があるときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。
3. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、スルッとが必要と認めた場合には、会員はスルッとが指定する書面の提出および申告に応じるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または

地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。

第34条（カード取扱いの一時停止等）

スルットとは、以下のいずれかに該当する場合には、カードの取扱いを一時停止または中止することができます。この場合、両社は、カードの取扱いを一時停止または中止することにより、会員に対する損害賠償義務等の責任を負わないものとします。

- (1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であるとスルットが判断した場合
- (2)コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりスルットがカードの取扱いの一時停止または中止が必要と判断した場合

第35条（カード利用代金の支払方法）

カード利用代金の支払方法は1回払いのみとします。

第36条（バリュー残額の返金と未払い債権への補填）

1. 第10条によりカードを再製・再発行した場合または第4条によりカードを更新した場合、スルットはカードのバリュー残額を第37条に規定する決済口座へ返金するものとします。ただし、該当返金月以降に別途スルットまたは三井住友より請求すべき金額がある場合にはその請求金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルットが適当と認めた場合を除き、カードの現物がないと返金に応じることができません。
2. 会員が期限の利益を喪失した場合、両社は会員の承諾なしに、カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額等に充当することができるものとします。バリュー残額がかかる相当額および利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
3. 会員が退会した場合等スルットが適当または必要と認めた場合には、スルットは会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料はカードのバリュー残額と相殺できるものとします。バリュー残額がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第37条（代金決済口座および決済日）

1. 本会員が三井住友に支払うべきカード利用代金、各種手数料、維持管理料等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した預金口座（本会員名義に限る）からの口座振替、または通常貯金（本会員名義に限る。以下預金口座および通常貯金を総称して「決済口座」という）からの自動払込みにより支払うものとします。
2. 三井住友に支払うべき債務の支払いは毎月末日に締め切り、翌々月10日に支払うものとします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。また、三井住友が特に必要と認めた場合または事務上の都合により、上記以外の方法または上記以外の日に三井住友へお支払いいただく場合があります。
3. 両社は本会員の毎月の支払いにかかるご利用代金に関する

通知を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。この場合、本会員は、スルッとが定めるご利用代金通知書発送料を支払うものとします。本会員は、利用金額または利用内容に異議がある場合には、通知書受領後10日以内にスルッとに対し異議を申し出るものとします。

4. 本会員が申出を行いスルッとが適当と認めた場合には、前項の通知を中止し、ウェブによりお支払金額等を確認することができます。この場合、両社は、本会員が届け出た電子メールアドレス宛に、お支払金額が確認可能となった旨の電子メールを配信します。本会員は、当該電子メールを受領後直ちに、当該電子メールにおいて指定されたウェブにアクセスし所定の手続きを行いお支払金額等を確認するものとします。本会員は、利用金額または利用内容に異議がある場合には、電子メール受領後10日以内にスルッとに対し異議を申し出るものとします。

第38条（決済口座の残高不足等による再振替等）

決済口座の残高不足等により、約定支払日に三井住友に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、三井住友は約定支払日以降の任意の日において、その一部または全部につき再度口座振替または自動払込みの手続きを行うことができるものとします。ただし、三井住友から別途指示があったときは、本会員はその指定する日時、場所、方法で支払うものとします。

〈第3部 個人情報に関する条項〉

第39条（個人情報の取得・保有・利用および提供等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で取得（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・利用することに同意します。なお、第7条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意したものとします。
 - (1)申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載され

ている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号（携帯電話番号を含む）の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）

- (2)会員の交通利用、ショッピング利用の内容およびそれに関する情報、ご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
 - (3)会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - (4)お電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た情報（通話内容を含む）
 - (5)両社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況および取引に関連する事項の確認状況
 - (6)官報や電話帳等の公開情報
2. 会員は、スルッとが次の目的のために前項の個人情報を利用することに同意します。
- (1)PiTaPaならびにスルッと関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - (2)PiTaPaならびにスルッと関連事業における市場調査、商品開発
 - (3)PiTaPaならびにスルッと関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動
 - (4)加盟社局等または一般加盟店の商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付
3. 加盟社局等の提供する登録型割引サービスを申し込んだ会員は、加盟社局等が交通事業を円滑に行うために必要な範囲で、第1項の個人情報を利用することに同意したものとします。
4. 会員は、スルッとが個人情報の保護措置を講じた加盟社局等に対して加盟社局等における経営分析、市場調査、商品開発の目的のために当該加盟社局等でカードを利用された会員の属性情報のうち郵便番号、性別、年齢を提供することに同意したものとします。
5. 会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。
6. カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失によりPiTaPa 会員番号等のカード券面記載事項を会員

本人以外に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびにPiTaPa 倶楽部（インターネットのスルッとホームページ（<https://www.pitapa.com/>）から入会できるサイト）等から個人情報等が漏えいした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。

7. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。

※なお、第2項のPiTaPaならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（<https://www.pitapa.com/>）への常時掲載）によってお知らせします。

第40条（利用の中止の申出）

会員は、第39条第2項の同意の範囲内でスルッとが当該情報を利用している場合であっても、スルッとに対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金通知書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申し出は、第47条第1項記載の窓口にご連絡ください。

第41条（信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、附則対象カードについてスルッとが本規約にかかる取引上の判断にあたり信用情報機関に照会、登録、利用等行う場合には、別に定める本規約附則第7条の規定のとおりといたします。
2. 前項にかかわらず、本会員等が、附則対象カード以外のカードの貸与を希望して入会する場合、および貸与され利用等する場合においては、提携先クレジット会社が、本規約にかかる取引上の判断にあたり信用情報機関に照会、登録、利用等行う際には、提携先および提携先クレジット会社の規定に従うものとします。

第42条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず第39条第1項、および第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社の規定にそれぞれ基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込により会員等から収集した第39条第1項(1)、(4)および(5)の情報については、当社の規定に基づき一定期間保管するものとします。

第43条（退会後または会員資格取消後の場合）

1. 両社は、会員等が退会を申し出、または会員資格を取り消された後においても、第39条第1項に定める目的および第45条に定める開示請求等に必要な範囲で、法令等またはスルッとが定める所定の期間、当該会員等であった者の個人情報を取得・保有・利用および提供します。
2. 会員等であった者は、退会または会員資格取消後においても第45条の適用を受けることができるものとします。

第44条（規約等に不同意の場合）

両社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希

望しない場合および本会員規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。ただし、第39条第2項に同意しない場合でも、これを理由に両社が入会をお断りすることはありません。

第45条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、両社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) スルッとに開示を求める場合には、第47条第2項記載の窓口にご相談ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（<https://www.pitapa.com/>）への常時掲載）でもお知らせしております。
 - (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。
2. 本会員等は信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 信用情報機関に開示を求める場合には、第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条記載の連絡先へ、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社規定による連絡先へ連絡してください。
 - (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、本会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第46条（反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意）

1. 本会員は、会員が次項に規定する暴力団員等もしくは次項各号のいずれかに該当し、第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または次項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申し立てないこととします。あわせて、本会員は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然にスルッとまたは三井住友に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとします。また、これにより損害が生じた場合でも、スルッとまたは三井住友に何らの請求は行わず、一切本会員の責任といたします。
2. 本会員は、会員がスルッとまたは三井住友との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
3. 本会員は、会員が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてスルッとまたは三井住友の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為

第47条（お問い合わせ）

1. PiTaPaのサービス全般に関するお問い合わせ、ご利用明細に関するお問い合わせおよび第40条に定める利用の中止のお申し出は、以下のPiTaPa コールセンターまでお願いいたします。

〈PiTaPa コールセンター（三井住友内）〉

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号 ナビダイヤル：0570-014-111

※この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。

※大阪 06-6445-3714 でも承ります。

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は以下のPiTaPa お客様相談室までお願いいたします。

〈PiTaPa お客様相談室〉

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-1-57

難波サンケイビル11階

電話番号：06-7730-9861

ジュニアカード・キッズカードに関する特約

第1条（利用範囲）

ジュニアカードおよびキッズカードは、原則として、スルッとが適当と認める範囲内での交通利用のみ可能とします。ただし、両社が適当と認めた場合には、一般加盟店でも利用できることとします。

第2条（本会員および法定代理人の同意）

ジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員は、本会員および法定代理人の同意を得た上で、ジュニアカードまたはキッズカードを利用するものとします。

第3条（利用通知）

1. 本特約第1条に基づき一般加盟店での利用を両社が認めたジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員がショッピング利用をした場合、スルッとは、一般加盟店から受領した当該家族会員の利用情報を、本会員が登録したメールアドレスに対し通知するものとします。
2. 前項のスルッととの通知義務は、本会員が登録したメールアドレスに宛ててスルッとが通知メールを発信した時点で完全に果たされるものとし、当該本会員が登録したメールアドレスに誤りがある、当該本会員のメールアドレスの変更届出がなされていない、当該本会員のメールの受信環境の設定等、スルッとへの責に帰さない事由により通知が当該本会員に到達しなかったとしても、スルッとは何らの責任も

負わないものとします。

3. 前2項にかかわらず、天災転変、システム障害など予期せぬ事由によりスルットによる通知が困難である場合、スルットとは通知責任を負わないものとします。

第4条（有効期限等）

1. キッズカードの有効期限は、原則として家族会員が満12歳になる年度（4月1日から翌年の3月末日まで）の3月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、ジュニアカードを発行します。
2. ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満18歳になる年度（4月1日から翌年の3月末日まで）の3月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、一般家族カードを発行するものとします。

第5条（その他）

本特約に定めなき事項については、PiTaPa 会員規約を適用します。

以　　上
【2026年4月改定】

KIPS PiTaPa カード会員特約

〈第1章 一般条項〉

第1条

本特約は、近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄 GHD」といいます。）、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」といいます。）および株式会社百五銀行（以下「百五銀行」といいます。）の三社（以下「三社」といいます。）が提携して発行する「KIPS PiTaPaカード」（以下「本カード」といいます。）の基本的事項を定めるものです。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、105BESTIO KIPS 会員特約によるものとします。

第2条（本カード申込資格および会員に対する本カードの貸与）

1. 本カードは、近鉄 GHDと百五銀行が提携して発行する「105BESTIO KIPS」の会員資格を有する個人およびそのご家族に限り申込むことができます。本カード申込者は、PiTaPa 会員規約（以下「基本規約」といいます。）および本特約を承認のうえ、三社に対し本カードの発行を申込むこととし、三社が本人会員または家族会員として認めた方を本カードの会員（以下「会員」といいます。）とします。
2. 本カードは、105BESTIO KIPSに付帯するカードとして三社が発行し、会員に貸与します。
3. 本カードの家族会員となるためには、（i）105BESTIO KIPSの家族会員としての資格を有していることおよび（ii）当該 105BESTIO KIPSの本人会員が本カードの本人会員としての資格を有していることが必要です。105BESTIO KIPSの家族会員としての資格を有していない場合および 105BESTIO KIPSの本人会員が、本カードの本人会員としての資格を有していない場合、105BESTIO KIPSの本人会員のご家族の方でも、本カードの家族会員となることは認められません。
4. 本カードの所有権は三社の共有とします。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条（基本規約の読み替え）

1. 基本規約の条文の一部を次のとおり読み替えるものとします。

基本規約条項	読み替え前	読み替え後
第1条第1項	株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）	株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）、近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄GHD」という）、および株式会社百五銀行（以下「百五銀行」といい、スルッと、近鉄GHDおよび百五銀行をあわせて「三社」という）
第1条第1項	スルッとと三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といい、スルッとと三井住友をあわせて「両社」という）	三社
第32条第1項・第2項・第4項	三井住友がスルッとへ／に立替払い	三井住友がスルッとへ立替払いをし、百五銀行が三井住友へ立替払い
上記の箇所以外の全条項	三井住友	百五銀行
第1条第2項、第3条、第4条、第10条	スルッと	三社
第8条、第11条第1項・第2項、第33条、第34条	スルッと	スルッとおよび百五銀行
第1条第3項、第2条第1項、第13条第1項・第4項、第43条、第44条	両社	三社
上記以外の全条項	両社	スルッとおよび百五銀行
第7条、第23条、第37条、第38条	口座振替	口座引き落とし

2. 基本規約の第16条、第17条、第18条、第41条の各条項の定めにかかわらず、105BESTIO 会員規約が適用されるものとします。

第4条（本カードの作成および交付）

1. 三社は本カードの作成を三社が指定する委託先に委託する

ことができるものとします。また、本カードの交付についても、三社が指定する委託先からお届出の住所宛へ送付することができるものとします。

2. 本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、所定の期間のみ保管します。この場合、会員は百五銀行またはスルッとにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、三社は当該カードを破棄し、本カードの会員資格を喪失させることができるものとします。

第5条（サービス等の利用）

1. 本カードのサービス等は次の各号に定めるものとし、会員が当該サービス等を受ける場合には、本特約のほか、各サービス提供者の定める方法に従うものとします。
 - (1)スルッとが提供するPiTaPaサービスおよびその他の付帯サービス。
 - (2)近鉄 GHDまたは別に定める近鉄グループKIPS 加盟店（KIPS 参加企業）が提供するサービスおよび特典。
2. 105BESTIO KIPSの付帯サービスとして三菱UFJニコスが提供する「グローバルポイント」については、105BESTIO KIPSでのご利用分はポイント付与の対象となりますが、本カードご利用分は対象とはなりません。

第6条（本カードのポストペイ利用および利用可能枠）

1. 本カードのポストペイ利用可能枠は百五銀行がスルッととの同意を得て定めるものとします。
2. 百五銀行は、会員の信用状態が悪化したと認める場合、または必要と認める場合、前項の利用可能枠を減額できるものとします。
3. 百五銀行は、会員の本カード利用状況または利用代金の支払い状況により、ポストペイ利用を一時的に停止または中止することができるものとします。

第7条（本カード維持管理料等）

会員は、基本規約に基づき、スルッととの定める方法で本カードの維持管理料等を支払うものとします。

第8条（本カード利用代金の支払い等）

1. 会員は、基本規約第32条に基づき、スルッとが会員に対して取得する立替金債権について、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といいます。）がスルッとに対して、また、百五銀行が三井住友に対して、それぞれ、立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。
2. 会員は、百五銀行に対して、本カードの基本規約に基づく利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
3. 商品の所有権は、百五銀行がスルッとに立替払いをした三井住友に立替払いすることにより百五銀行に移転すること、および前項の債務の完済まで百五銀行に留保されることを、会員はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
4. 本カードの利用により百五銀行に支払うべき会員の債務については、105BESTIO 会員規約が適用されるものとします。

第9条（会員請求）

1. 本カードを利用したことにより会員が支払うべき一切の

債務については、基本規約第37条1項および第38条の定めにかかわらず、105BESTIO KIPSの利用により生じた債務とともに、105BESTIO 会員規約に基づき、105BESTIO KIPSの支払預金口座から口座引き落としの方法により支払うものとします。

2. 百五銀行は、基本規約第37条3項、4項の定めにかかわらず、会員に本カードの利用金額を表示した上で「ご利用代金明細書」を会員に送付します。なお、基本規約第37条4項に定めるウェブによる支払い金額の確認がご利用いただけます。
3. 本カードの利用はショッピングとして取り扱い、支払区分は1回払いとします。
4. 前項にかかわらず、会員が105BESTIO 会員規約第60条に定める支払方式または楽Payを指定し、百五銀行が適当と認めた場合、105BESTIO 会員規約第55条または楽Pay特約に定めるお支払いとなります。

第10条（バリュー残高の返金と未払い債権への補填）

1. 基本規約第36条の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードを更新した場合、百五銀行は、スルッとに代わり本カードのバリュー残額を105BESTIO KIPSの支払預金口座へ返金するものとします。ただし、当該返金が行われる月以降に百五銀行より請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの現物がないと百五銀行は返金に応じることができません。
2. 会員が本特約、105BESTIO 会員規約または基本規約の定めに基づき期限の利益を喪失した場合、百五銀行は会員の承諾なしに、本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
3. 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合には、スルッとに代わり百五銀行が会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとします。バリュー残額がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第11条（届出事項の変更）

氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、基本規約第11条の定めにかかわらず、会員はすみやかに百五銀行所定の窓口（原則として支払預金口座のあるお取引店になります。）に所定の書面により届出るものとします。会員から届出書面による届出があった場合、当該届出内容を百五銀行はスルッとへ連絡します。

第12条（本カードの再発行）

本カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、三社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合会員は、所定のカード再発行手数料を支払うものとし

ます。

第13条（会員資格の喪失）

1. 三社は、会員が次の事項の一つにでも該当した場合には、本カードの会員資格を喪失させることができるものとします。また三社は、会員資格の喪失を行った場合、カードの無効通知を行い、基本規約第24条で定める加盟社局、一般加盟店および相互利用先を通じてカードの返還を求めることができるものとします。この場合、会員は本カードを百五銀行へ直ちに返還するものとします。
 - (1)本カードの申込みに際し氏名、住所、勤務先、家族構成等、会員の特定・信用状況の判断にかかる事実について虚偽の申告をした場合
 - (2)会員が本特約、スルットおよび百五銀行がそれぞれ定める会員規約・規定・特約のいずれかに違反した場合
 - (3)本カードの利用代金等、スルットまたは百五銀行に対する債務の履行を怠った場合
 - (4)三社のうちいずれかが、会員の本カードの利用を不相当と認めた場合
 - (5)105BESTIO KIPSの会員資格を喪失したとき
 - (6)三社が有効期限を更新した本カードを発行せず、本カードの有効期限が経過したとき
2. 前項により会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益を失い、直ちに百五銀行に対する未払い債務をお支払いいただくものとします。

第14条（退会）

1. 会員は本カードについて退会する場合、基本規約第15条の定めにかかわらず、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により百五銀行を通じてスルットに届け出るものとします。
2. 本人会員が本カードについて退会する場合、家族会員も自動的に本カードについて退会することになります。
3. 会員は、105BESTIO KIPSについて退会する場合、本カードについても自動的に退会することになります。

第15条（本特約の変更・承認）

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。

第16条（会員規約・規定・特約の適用）

三社が各々提供するサービス等については、三社がそれぞれ定める会員規約・規定・特約が適用されます。これらの会員規約などあらゆる会員規約・規定・特約と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、三社がそれぞれ定める会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

第17条（準拠法）

会員と三社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第18条（合意管轄裁判所）

基本規約第22条の定めにかかわらず、会員と三社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地、百五銀行およびスルットの

本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第19条（本特約の不同意）

三社は、会員等が本カードの申し込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合、本カードに係る個人情報の取扱いについて承諾できない場合には、本カードについての入会をお断りすることがあります。

〈第2章 個人情報に関する条項〉

第20条（個人情報の提供および利用）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」といいます。）は、基本規約第39条に基づきスルッと、スルッとの本カードに係る業務受託会社である三井住友および百五銀行が取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護措置を講じた上で本特約および 105BESTIO 会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項の定めに従い、取得、利用することに同意するものとします。
2. 会員等は百五銀行が本特約に係る取引上の判断にあたり、個人信用情報機関等の登録・利用に関し、基本規約第41条および第42条に代えて本特約および105BESTIO 会員規約が適用されることを同意するものとします。また、会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、105BESTIO 会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
3. 会員等は、三社が本カードの発行および会員管理のため、それぞれ適切な保護措置を講じたうえで、本カードに関する会員等の個人情報のうち、下記情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - (1)本特約、スルッとおよび百五銀行がそれぞれ定める会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カードの会員等の情報。ただし、近鉄 GHDはこのうち会員等の信用情報は取得しません。
 - (2)本カード申込みに対する審査の結果（その理由を除きます。）。
 - (3)本カードの申込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後のカード会員番号・有効期限。
 - (4)カード会員番号が無効となった事実（その理由を除きます。）。
 - (5)本カードの会員資格の喪失（その理由を除きます。）。
4. 会員は、スルッとが保護措置を講じたうえで、近鉄 GHD に対し、近鉄 GHDによる特典およびサービス等の提供を目的として、会員の本カードの利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報を提供し、近鉄 GHDがこれを利用することに同意します。
5. 会員は、近鉄 GHDが適切な保護措置を講じたうえで、近鉄グループ企業の事業等における、①会員への特典・商品・サービスに関する各種営業案内の送付、②マーケティング活動・商品開発を目的として、会員の個人情報（第3項(1)

に定める情報のうち住所、氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号および前項に定める情報）について、近鉄グループ企業と共同利用することに同意します。なお、会員は、これらの営業案内等を希望しない場合には、カード、ご利用代金明細書およびこれに同封されるご案内などを除き、近鉄 GHDおよび近鉄グループ企業に対しその中止を申し出ることができます。

6. 前項による近鉄グループ企業において共同利用する個人情報の管理について責任を有する者は、近鉄 GHDとします。近鉄 GHDの住所および電話番号は、本特約の末尾に記載しております。
7. 近鉄グループ企業の名称・事業内容・住所・電話番号は、ホームページ (<https://www.kintetsu.co.jp/group/Kips/>) でご確認ください。
8. 三社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約に定める目的以外には利用しないものとします。
9. 本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問合せ先は、本特約末尾記載の三社とします。

個人情報に関するお問合せ先

近鉄グループホールディングス株式会社

〒543-8585 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

TEL 06-6775-3555

株式会社スルッとKANSAI

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-1-57 難波サンケイビル11階

TEL 06-7730-9861

株式会社百五銀行 カードセンター

〒514-0004 三重県津市栄町3丁目123番地の1

TEL 0120-899-105

以 上

ETC カード利用規定

第1条（用語の定義）

本規定において、以下の各号に掲げる語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとし、本規定中に定めのない語句で会員規約中に定めのある語句は、会員規約中に定められた意義を有するものとし、とします。

1. 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用に第3条に定める方法により発行されるICカードをいいます。
2. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）をいいます。
3. 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金（以下「通行料金」といいます。）の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で通行料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
6. 「ETC多目的利用サービス」とは、あらかじめ当該サービスの利用のための登録を受けることなくETCカードおよび車載器を用いてETCカードの情報等を無線で送受信することにより、道路事業者が定める道路等以外の施設であって別途当該サービスを運営する者が指定するものの利用料金等を支払うことができるサービスをいいます。
7. 「会員」とは、三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社（以下、三菱UFJニコス株式会社および三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。）の会員規約を承認のうえ、当社所定の方法で入会等を申込み、当社が入会等を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与を受けている本人会員ならびに家族会員または法人会員ならびにカード使用者をいいます。
8. 「ETC会員」とは、会員規約および本規定を承認のうえ、当社所定の方法でETCカードの発行を申込み、当社が発行を承認したことによりETCカードの貸与を受けている会員をいいます。
9. ETC会員のうち、会員規約に定める本人会員を「ETC本人会員」、家族会員を「ETC家族会員」、法人会員を「ETC

法人会員」およびカード使用者を「ETCカード使用者」といいます。なお、本人会員がETCカードの貸与を受けていない場合であっても、家族会員が「ETC家族会員」であるときには、本人会員を「ETC本人会員」とします。法人会員がETCカードの貸与を受けていない場合であっても、カード使用者が「ETCカード使用者」であるときには、法人会員を「ETC法人会員」とします。

10. 「本契約」とは、本規定を内容とする当社とETC会員との間の契約をいいます。

第2条（名称）

当社が発行するETCカードの名称はETCカード（以下「本カード」といいます。）とします。

第3条（本カードの発行・利用）

1. 当社は、本カードをETC会員が指定し当社が認めたクレジットカード（本カード発行の申込と同時にクレジットカードの入会等申込を行った者に対して発行、貸与されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC会員に貸与されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本人会員または法人会員が指定したクレジットカードのみを指すものとし、以下同じ）に付帯して発行し、貸与します。なお、ETC会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとし、本カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
2. ETC会員は、道路事業者が定めるETC利用可能道路において、本カードを利用することで、指定カードを利用したものとして、指定カードに係る会員規約に定める決済サービスを受けることができます。

第4条（本カードの新規発行手数料）

ETC本人会員またはETC法人会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第3条第1項に定めるETCカード発行の対価として、申込書およびWEBサイト等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとし、新規発行手数料は、退会またはETC会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条（本カードの管理）

1. 本カードの所有権は当社に属し、ETC会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよびカード情報を使用し保管しなければなりません。
2. 本カードは、所定の署名欄に自署したETC会員本人のみが利用でき、他人に貸与、寄託、譲渡もしくは担保提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規定ならびに会員規約を適用し、すべてETC本人会員またはETC法人会員がその責任を負うものとし、
4. 本カードの有効期限は、指定カードと別に当社が指定する月の末日までとし、本カードの表面に表示します。なお、本カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続きETC会員として適当と認めた方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

第6条（利用可能枠）

1. 本カードの利用可能枠は、指定カードの利用可能枠と合算して、指定カードに係る会員規約により当社が審査し決定したカード利用可能枠（以下「利用可能枠」といいます。）の範囲内とします。
2. ETC本人会員またはETC法人会員は、ETC会員が利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、当然に当該超過分を含めたご利用代金全額の支払義務を負うものとします。

第7条（解約・解除）

1. ETC会員は本契約を解約する場合、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードをただちに当社に返却するものとします。
2. ETC会員が指定カードを退会し、または指定カードの会員資格を喪失した場合は、当然に本契約も解約となり、当該ETC会員に貸与された本カードは当然に失効します。なお、この場合、当該ETC会員に係る家族会員もしくはカード使用者に貸与されている本カードも同様に当然に失効します。この場合、ETC会員は、本カードについて別途当社所定の解約手続きを行う必要はありませんが、解約後本カードをただちに当社に返却するものとします。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合、第1号から第5号においては何ら催告なく、第6号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がされない場合に、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。(1)ETC会員が当社に対し届出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。(2)ETC会員に、指定カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。(3)ETC会員が本規定または会員規約に違反し、その違反が重大である場合。(4)ETC会員の本カードまたは指定カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。(5)当社がETC会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。(6)前各号に掲げる場合を除き、ETC会員が本規定または会員規約に違反した場合（ただし、当該違反が軽微である場合を除きます。）。
4. ETC本人会員またはETC法人会員は、前3項による解約または解除の後にETC会員が本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

第8条（利用方法）

1. ETC会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。
2. ETC会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定のETCマークのある料金所（以下「料金所」といいます。）において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

第9条（利用料金決済）

1. 本カードのご利用代金の支払方法は、1回払いとします。ただし、指定カードの支払方式に別途特約の定めがある場合は、当該特約の支払方式によるものとします。
2. ETC本人会員またはETC法人会員は、本カードご利用代金を、指定カードのご利用代金と合算して、指定カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に定めるご利用明細書と別に、本カードのご利用代金のみを記載したご利用明細書が発行されることはありません。
3. 当社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、ETC会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金をETC会員から徴収することがあります。

第10条（再発行）

1. 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC本人会員またはETC法人会員は当社所定の手数料を支払うものとします。
2. 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施するETCマイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用するETC会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことによりETC会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（本カードの利用停止など）

1. ETC会員が、本規定または会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用停止など会員規約のカード等の利用停止に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。
2. 第1項に定める本カードの利用停止の措置または第7条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、ETC会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETCマイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC会員が被った損失、損害についての責任も当社は一切負わないものとします。

第12条（本カードの盗難、紛失および損害の補てん）

1. ETC会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、ただちに電話等により当社へ連絡のうえ所轄の警察に届け、かつ当社が請求したときには当社所定の喪失届を

提出するものとします。また、本カードの盗難、紛失の場合の支払いの責任は、会員規約のカード盗難、紛失に関する条項によるものとします。

2. 本カードを車内に放置していた場合、盗難、紛失についてETC会員に重大な過失があったものとみなします。

第13条（当社の免責）

1. 当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛争の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施するETCシステムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことによりETC会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、前二項に規定する事由が当社の責に帰すべき事由により生じた場合には適用されないものとします。

第14条（ETC多目的利用サービス）

本規定の他の定めにかかわらず、ETC会員は、本カードをETC多目的利用サービスのために用いることができます。ETC会員がETC多目的利用サービスを利用する場合には、本規定のほかETC多目的サービス運営事業者の定めるETC多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。

第15条（利用規程の遵守）

ETC会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程、ETCシステム利用規程実施細則ならびに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

第16条（準用規定）

本規定に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

第17条（個人情報の取扱いに関する同意事項）

ETC会員は、第9条第4項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所および電話番号その他ETC会員が当社に届け出た当該ETC会員の連絡先に係る情報を、当社が道路事業者に対して提供する場合があることに同意するものとします。

以 上

百五キャッシュカード規定

〈カード規定〉

1 (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）、当座勘定、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入支払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預入れる場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行が定めた取引を行う場合。

2 (カード発行手数料)

普通預金について法人に発行したキャッシュカードおよび当座勘定について発行した当座勘定キャッシュカードの発行にあたっては、当行所定の発行手数料をいただきます。

3 (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりおよび1日あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当座勘定において、同一日に支払機による払戻しと数通の手形、小切手等の支払をする場合、その合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。また、第5条による預金機による預金の振替および第6条による振込機による振込の場合も同様とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、

その払戻しはできません。

4 (預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行あるいは預入提携先が定めた種類の紙幣あるいは硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行あるいは預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3)当行の預金機を利用した、カードによる預入れの場合は、「ご利用明細票」には預入金額を表示しておりません。受取書が必要な場合は、窓口営業時間内に「ご利用明細票」を窓口にご呈示ください。受取書を作成します。

5 (預金機による預金の振替)

- (1)預金機を使用して預金を振替により払戻し、異なった預金口座へ預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に払戻し口座のカードおよび預入れ口座の通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2)預金機による振替の1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)預金機を使用して預金の振替をする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振替はできません。

6 (振込機による振込)

- (1)振込機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証、その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2)振込機による1回あたりおよび1日あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3)振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額と第7条第1項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項に規定する振込手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

7 (自動機利用手数料等)

- (1)預金機・支払機または振込機を使用して預金の預入れあるいは払戻しをする場合には、当行および預金提携先あるいは支払提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2)自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、または当座小切手の振出しなしで、その預入れあるいは払戻しをした預金口座から自動的に引落

します。

なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3)当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。

(4)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした口座から自動的に引落とし、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8 (代理人による預金の払戻し・預入れおよび振込)

(1)代理人による預金の払戻し・預入れおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2)代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

9 (支払機・預金機・振込機故障時の取扱い)

(1)停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(2)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名（法人の場合は法人名、届出の代表者の資格・氏名）、生年月日（個人の場合）、電話番号および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(3)停電・故障等により預金機による取扱いができないときには、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(4)停電、故障等により振込機による取扱いができないときは窓口営業時間内に限り、前第1項および第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。ただし、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはできません。

10 (カードによる払戻し・預入れ金額等の通帳および当座勘定お取引明細表への記入)

カードにより払戻した金額、預入れた金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の支払機・預金機・振込機および通帳記入機で使用されたとき、または当行本支店の窓口に出された場合に行います。なお、機種によってはこのお取扱いができない場合があります。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れあるいは払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、預入れあるいは払戻した金額と手数料金額とに分けて、通帳または当座勘定お取引明細表に記帳します。

11 (カード・暗証の管理等)

(1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、お

よび入力された暗証と届出の暗証とが一致することを
当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行
への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一
致を確認のうえ取扱いをいたします。

- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条、第13条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3)届出の暗証を使用して当行所定の方法により、カードを発行した預金の残高等の取引状況を照会することができます。

照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (4)届出の暗証を使用して、電話やインターネット等により各種サービスの申込、利用、各種届出等の申込ができます。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (5)振替および振込については、第12条、第13条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (6)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

12 (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13 (盗難カードによる払戻し等)

- (1)本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに第7条に規定する自動機取扱手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

14（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15（カードの再発行等）

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

16（支払機・預金機・振込機への誤入力等）

支払機・預金機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。また、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の預金提携先、支払提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とし

ます。

17 (解約、カードの利用停止)

- (1)預金口座を解約する場合（当行からの申出により解約する場合および当座勘定で、電子交換所の取引停止処分等による解約を含みます。）またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第18条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

18 (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。ただし、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

20 (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈百五デビットカードサービス取引規定〉

第1章 デビットカード取引

1 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、百五デビットカード（当行がカード規定にもとづいて発行する百五キャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引またはそうごうバックL-30またはそうごうバックL-30（プラス）またはそうごうバックL-50の開設されている普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）

から預金の引落とし（総合口座取引規定またはそうごうパックL-30規定またはそうごうパックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローンローン規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1)日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一つまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2)規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3)規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めにもとづき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2（利用方法等）

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意し自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合にはデビットカード取引を行うことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超えるか、あるいは最低限度額に満たない場合
 - ③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ①1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた金額の

範囲を超える場合

②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

(5)当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

(6)カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の処理を行ってください。この処理を行った時は、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。

この処理の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3 (デビットカード取引契約等)

(1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4 (取引が解消された場合の取扱い)

(1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

- (2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5 (読替規定)

(1)カード規定

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第8条第1項中「預金の払戻し・預入れおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、同規定第10条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは、「デビットカード取引をした場合」とし、同規定第11条1項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、「払戻し」とあるのは、「引落し」と、同規定第16条中「支払機・預金機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

- (2)そうごうパックL-30規定またはそうごうパックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローンローン規定
そうごうパックL-30またはそうごうパックL-30（プラス）またはそうごうパックL-50のご契約をいただいていますカードをデビットカード取引に利用する場合におけるそうごうパックL-30規定またはそうごうパックL-30（プラス）規定（以下、本章において「L-30等規定」といいます。）または総合口座当座貸越ローンローン規定（以下、本章において「当座貸越ローン規定」といいます。）の適用については、L-30等規定第1条第5項または当座貸越ローン規定第1条第6項中「現金自動支払機」とあるのは、「端末機」とします。

第2章 キャッシュアウト取引

1 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交

付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定またはそうごうパックL-30規定またはそうごうパックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローンローン規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- (2) 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- (3) 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

2（利用方法等）

- (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、COデビット取引を行うことができません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超えるか、あるいは最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断

される場合

- (4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
- (5)CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6)当行がCOデビット取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。
- (7)CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3 (COデビット取引契約等)

- (1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2)前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ①当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ②CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他对価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4 (取引が解消された場合の取扱い)

- (1)COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除も含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払い請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできな

いものとしします。

- (2)前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4)第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で清算をしてください。
- (5)COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

5 (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとしします。

6 (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供場合があります。また、苦情・問い合わせについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問い合わせに関する情報を機構および加盟店銀行に提供場合があります。

7 (読替規定)

(1)カード規定

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカー

- ド規定の適用については、同規定第8条第1項中「預金の払戻し・預入れおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「COデビット取引をする場合」とし、同規定第10条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは、「COデビット取引をした場合」とし、同規定第11条1項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、「払戻し」とあるのは、「引落とし」と、同規定第16条中「支払機・預金機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。
- (2) 那样ごうバックL-30規定または那样ごうバックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローンローン規定那样ごうバックL-30または那样ごうバックL-30（プラス）または那样ごうバックL-50のご契約をいただいていますカードをCOデビット取引に利用する場合における那样ごうバックL-30規定または那样ごうバックL-30（プラス）規定（以下、本章において「L-30等規定」といいます。）または総合口座当座貸越ローンローン規定（以下、本章において「当座貸越ローン規定」といいます。）の適用については、L-30等規定第1条第5項または当座貸越ローン規定第1条第6項中「現金自動支払機」とあるのは、「端末機」とします。

第3章 公金納付

1（適用範囲）

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定または那样ごうバックL-30規定または那样ごうバックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローンローン規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2（規定の準用等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デ

ビットカード取引を行うことはできません。

第4章 その他

1 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、カード規定、そうごうパックL-30規定またはそうごうパックL-30（プラス）規定または総合口座当座貸越ローン規定、その他当行所定の預金規定により取扱います。

2 (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈百五 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定〉

1 (適用範囲)

- (1)当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）についてカード規定にもとづいて発行したカード。以下「カード」といいます。）を提示して、後記3(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2)本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (3)なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2 (利用方法等)

- (1)本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを取扱窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
 - ②取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3)次の場合には、カードを本サービスに利用することはで

きません。

- ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

3（預金口座振替契約等）

- (1) 前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落としします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4（本サービスの機能を停止する場合）

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。なお、この申出を受けたときは、百五デビットカードサービス取引規定に定めるデビットカード取引も同時に機能を停止する措置を講じ

ます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

5 (免責事項)

- (1)当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうえで、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、当該入力が偽造カードまたは暗証番号によるものであり、カード及び暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (2)本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

6 (規定の準用)

この規定に定めのない事項についてはカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

7 (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈百五ICキャッシュカード特約〉

1 (特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、ICキャッシュカード（磁気ストライプによるキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICチップを搭載し、ICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、当行が定めるカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義に従います。

2 (ICキャッシュカードの発行対象)

ICキャッシュカードは、本人および代理人が個人の場合で、普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。）またはその他当行所定の基準を満たす預金口座を対象に発行します。

3 (ICチップ提供機能の利用範囲)

- (1) ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な支払機、預金機、振込機その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応機」といいます。）を使用する場合に提供されます。
- (2) カード規定第1条に定める支払提携先、預入提携先、カード振込提携先のうち、一部の支払提携先、預入提携先、カード振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカード対応機でない支払機、預金機、振込機を設置している場合があります。この場合、当該支払機、預金機、振込機ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICチップ提供機能は利用できません。
- (3) ICキャッシュカード対応機でない支払機、預金機、振込機その他の端末を使用する場合は、磁気ストライプによるキャッシュカードとして利用することができます。

4（1日あたりの払戻し限度額、振替限度額および振込限度額）

- (1) 当行および支払提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合の1日あたりの払戻し限度額は、ICキャッシュカード対応機を利用した場合とICキャッシュカード対応機でない支払機を利用した場合に分けて、当行所定の金額単位および金額の範囲内で、それぞれ定めるものとします。
- (2) 当行の預入機を使用して預金を振替により払戻し、異なった預金口座へ預入れをする場合の1日あたりの振替限度額は、ICキャッシュカード対応機を利用した場合とICキャッシュカード対応機でない預入機を利用した場合に分けて、当行所定の金額単位および金額の範囲内で、それぞれ定めるものとします。
- (3) 当行およびカード振込提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合の1日あたりの振込限度額は、ICキャッシュカード対応機を利用した場合とICキャッシュカード対応機でない振込機を利用した場合に分けて、当行所定の金額単位および金額の範囲内で、それぞれ定めるものとします。
- (4) 第1項、第2項および前項で定める払戻し限度額、振替限度額、および振込限度額は、当行所定の金額単位および金額の範囲内で、当行所定の方法により変更することができます。
- (5) 第1項、第2項および第3項で定める払戻し限度額、振替限度額、および振込限度額は、代理人カードが発行されている預金口座の場合、本人および代理人の合計となります。

5（振込カード機能）

- (1) 当行のICキャッシュカード対応機を使用して振込の依頼をした場合、ICキャッシュカード対応機の画面表示等の操作手順に従って必要な操作を行うことにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として登録し、次回以降の振込に利用することができます。
- (2) 振込情報には、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、依頼人名、依頼人の電話番号等の情報が含まれます。

- (3)ICチップ内に登録された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行する場合、新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。
- (4)ICチップ内に登録された振込情報は、代理人カードが発行されている預金口座の場合、本人カードと代理人カードの間で共有はされません。

6 (ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱い)

- (1)ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合損害が生じても、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2)前項において、預金の払戻し、預入れおよび振込の依頼を行う場合は、カード規定第9条の定めにより取扱います。

7 (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップに登録された情報を読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップに登録された情報を読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)ICチップ内に登録された情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行する場合、新しいICキャッシュカードには当該情報は引き継がれません。

8 (特約の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

105BESTIO 一体型カード規定

第1条（適用範囲等）

1. 105BESTIO 一体型カード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が発行するカードで、1枚のカードで105BESTIO 会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）と当行のキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「キャッシュカードサービス」といいます。）を利用できるものをいいます。なお、カード規定には百五ICキャッシュカード特約を含むものとします。
2. 本カードにおいては、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスは当行が提供します。利用者はこの105BESTIO 一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。
3. 本カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座は当行所定の普通預金口座に限り、会員規約に定める本人会員（以下「本人会員」といいます。）と同一名義のものとしします。
4. 本カードのお申込みは、個人の方のみとします。なお、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受け付けません。また、お申込は、当行からお届住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
5. 本カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付帯されていますが、利用者が、本カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
6. 本カードは、本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては会員規約に定める家族会員カード、キャッシュカードサービスについてはカード規定に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。
7. この規定において特に定めのない事項に関しては、クレジットカードサービスについては会員規約が、キャッシュカードサービスについてはカード規定が、それぞれ適用されるものとします。
8. この規定において、会員規約またはカード規定と異なる定めをした場合には、その部分についてはこの規定の定めが優先するものとします。

第2条（カードの貸与・回収について）

1. 本カードの所有権は当行に帰属します。会員へは、当行の承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとします。

2. 会員は、本カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入してはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
3. 当行から本カードの請求があった場合は、会員はその請求に従って本カードを返却するものとします。

第3条（カードの作成および交付）

1. 本カードは、会員規約に基づき当行が入会を認めた方（以下「契約者」といいます。）に交付します。
2. 当行は、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
3. 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。
4. 入会が認められなかった方には、百五ICキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。なお、すでに支払預金口座のICキャッシュカードをお持ちの方は、新たにICキャッシュカードを発行せず、そのカードを引き続きご利用いただくものとします。
5. 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第4条（カードの記載事項・有効期限）

1. 本カードについては表面に①の事項を記載します。
 - ①支払預金口座の口座番号
また、裏面に次の事項を記載します。
 - ②クレジットカード会員番号
 - ③契約者名（会員名・預金者名）
 - ④カード有効期限
2. 前項③の契約者名は、このカードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前（ローマ字）で記載させていただきます。
3. 第1項④のカード有効期限は、本カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービス共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
4. 本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の自筆にて署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスご利用の際に必要な応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第5条（有効期限到来時の取扱い）

1. 本カードの有効期限が到来した場合、当行が引き続きクレジッ

トカードサービスの利用を承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを交付します。なお、本カードの交付については、第3条に準じるものとします。

2. 前項の場合において当行が有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済の本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
3. 前項の場合において、特に契約者より届出がなくとも、当行は第3条第4項により有効期限を更新したICキャッシュカードを届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、暗証番号は引継ぎますが、振込情報については引継がれません。

第6条（カードの盗難・紛失）

1. 契約者は、本カードを盗難・紛失その他の事由により喪失した場合、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。
2. 前項の連絡を受けた場合、当行は本カードのクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止します。
3. 前項により利用を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引続き利用する場合は第9条によるカードの再発行が必要となります。

第7条（カードの使用不能）

1. 本カードが使用できなくなった場合には、会員規約に記載のカードセンターまでご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合は、第9条にしたがって、カードの再発行を申し出てください。

第8条（届出事項の変更について）

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先、支払預金口座、暗証番号、お取引店、家族会員など、本カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに所定の書面により当行に届出るものとします。
2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合もしくはお取引店を変更する場合には、第9条によるカードの再発行が必要となります。
3. クレジットカードサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、第9条によるカードの再発行が必要となります。

第9条（カードの再発行）

1. 盗難・紛失その他の事由により本カードを再発行する場合は、当行本支店まで申し出てください。
2. このカードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間はこのカードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これにより万一損害などが発生した場合でも、当行の責に帰す事由による場合を除き、当行は責任を負いませんのでご了承ください。また、紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、本カードを当行に返却する必要があるものとします。ただし、当行が返却の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

3. 一体型カードの再発行が認められなかった場合は、百五ICキャッシュカードを交付します。
4. 本カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第10条（契約者によるカードの解約、カード種類の変更）

1. 本カードは当行所定の手続により解約することができます。なお、会員規約に定める家族会員カード、カード規定に定める代理人カードが発行されている場合には、各々のカードについても解約されることとなりますので、カード返却等の手続きが必要となります。
2. 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、当行所定の届出用紙により単体型のクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスへの切替手続を行ってください。
3. 本カードをクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに分離する場合も、上記2と同様の手続を行ってください。
4. 本カードについての支払い預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

第11条（本カードの利用停止）

1. 当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な自動機や当行の加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いませんのでご了承ください。
2. 本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行は本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。
3. 前項の場合、当行は本カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
4. 本カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第3項と

同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットサービスの取扱いについては第2項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第12条（カードの利用・機械の誤操作について）

1. このカードのご利用にあたっては、カード表面の記載にしたがって、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いないように利用してください。
2. 自動機などにこのカードを挿入する方向を誤る等により取引が行われた場合であっても、このカードが会員規約ならびに本規定、カード規定・ICキャッシュカード特約および自動機などの案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消または訂正はできません。

第13条（不正使用にかかる補てん責任等）

1. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正な預金の払い戻しに対する補てん責任等については、カード規定の定めによるものとします。
2. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、ショッピング利用に対する補てん責任等については会員規約の定めによるものとします。
3. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、キャッシング利用に対する補てん責任等については、カード規定または会員規約のいずれかを適用するものとします。

第14条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所）

1. 本規定に関する準拠法は全て日本法とします。
2. 契約者と当行との間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
3. 契約者と当行との間でキャッシュカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、津地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第15条（規定の改定）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

MEMO



※お客さまのご利用可能枠、手数料率、融資利率は、カード送付時の「カード台紙」に記載しておりますのでご確認ください。